

竹田市

すこやか

支援計画



竹田市

(平成 27 年度～ 31 年度)

計画の策定にあたって



国は、社会全体で子育てを支える仕組みづくりのため、平成22年1月「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、「子ども・子育て支援新制度」創設に向け、平成24年8月「子ども・子育て関連3法」を公布しました。

竹田市では、平成22年「次世代育成支援対策推進法」に基づく「竹田市すこやか行動計画(後期計画)」を策定し、子育て施策を推進してまいりました。

小児医療の充実のため、平成21年に「こども診療所」を開設、平成22年12月に「子育て一番」を宣言し、子育て定住促進住宅の建設等、市独自の施策も展開してきました。今後のさらなる子育て施策の推進のため、「子ども・子育て支援新制度」に基づき、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指していきます。

すべての子どもと家庭が安心して子育てができる環境づくりを総合的に支援するため、平成27年度から5か年を1期とする、「竹田市すこやか支援計画」を平成27年3月に策定しました。

「安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田」を基本理念として、子育て支援のための様々な取組みを推進していきます。次代を担う子どもが健やかに生まれ、生き生きと育つことは、私たちの共通の願いです。

今後とも、子どもたちの幸せを第一に考え、地域全体で子育てを温かく支えあうまちづくりを目指して、家庭、学校、地域、企業そして行政がそれぞれの役割を果たし、連携、協働しながら、市民の皆様とともにこの計画のさらなる推進に努めてまいりたいと思います。

市民の皆様には、この計画の趣旨をご理解いただき、より一層のご協力をお願い申し上げます。最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました「竹田市子ども・子育て会議」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝とお礼を申し上げます。

平成27年3月

竹田市長 首藤 勝次

一 目 次

《第1章 計画策定にあたって》

1 計画の趣旨と背景	2
2 子ども・子育て支援新制度とは	3
3 計画の位置づけ	7
4 計画の期間	8

《第2章 竹田市の子どもと家庭を取り巻く環境》

1 竹田市の現状	10
(1) 人口・世帯数の推移	10
(2) 年齢階層別の推移	13
(3) 人口の将来推移（区域別）	16
(4) 人口動態の推移（転入・転出・出生・死亡）	19
(5) 合計特殊出生率の推移	20
(6) 婚姻・離婚数の推移	21
(7) 就労状況	22
2 アンケート調査結果の概要	24
(1) 調査の概要について	24
(2) 自由意見欄のまとめ	25
(3) 竹田市独自質問結果について	27

《第3章 計画の基本的な考え方》

1 基本的理念	34
2 基本目標・基本方針	35
3 竹田市すこやか支援計画の体系	36

《第4章 子ども・子育て支援事業計画》

1 教育・保育の提供区域	38
2 幼児期の学校教育・保育の量の見込	39
3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保	40
4 地域子ども・子育て支援事業の充実	42
5 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保	54

6	子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携	55
7	労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	58

《第5章 施策の展開》

基本方針 1	子どもの人権を守る	60
基本方針 2	家族とのふれあいがある	62
基本方針 3	ふるさとを愛し、感動を体験する場がある	63
基本方針 4	思春期を考える	64
基本方針 5	安心して保育・教育を受けられる	65
基本方針 6	子育てへの支援がある	67
基本方針 7	要保護児童や家庭への支援がある	69
基本方針 8	子育てしながら仕事が続けられる	71
基本方針 9	心身の健康保持、増進ができる	72
基本方針 10	子どもの安全が確保され、安心してすごせる	74

《第6章 目標事業量及び計画の点検・推進体制》

1	事業計画における目標数値一覧	78
2	推進体制	80
3	計画の点検・進捗状況等の周知	80

《第7章 資料編》

1	子ども・子育て会議代表者、実務者会議委員	82
2	子ども・子育て会議条例	83
3	子育てサービスの現状	84
4	保育所・幼稚園・小学校、中学校の現状	90
5	用語解説	91

第1章

計画策定にあたって

1 計画の趣旨と背景

国は、平成2年の「1.57ショック」を契機に、平成6年「エンゼルプラン」の策定を皮切りに、平成15年「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策に取り組んできましたが、少子化の流れを止めるには至らず、「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へと視点を移し、平成22年1月「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、「社会保障・税一体改革大綱」の中で子どもを産み育てやすい社会を目指して「子ども・子育て支援新制度」を創設し、社会全体で子育てを支える仕組みづくりと「生活と仕事と子育ての調和」を目指すこととしました。

こうした中、「子ども・子育て支援新制度」創設に関する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月22日に公布されました。平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。この制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実を目的としています。

竹田市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年と22年に「竹田市すこやか行動計画(前期・後期)」を策定し、少子高齢化等による人口減を市政の重要課題として、農村回帰、子育て一番宣言を掲げ、少子化対策を行ってきました。しかし、家庭や地域環境の変化等により多様化する子育てニーズへの対応、少子化の解消、児童虐待の防止等には、さらにきめ細かな支援が必要とされています。

新制度への移行に先立ち、子ども・子育て支援法に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」策定のため、子ども・子育て会議設置条例を整備し、平成26年3月19日第1回の会議を開催、以降代表者会議、実務者会議を重ね、協議を行ってまいりました。

適格な保育量・内容の供給とともに、多岐にわたるニーズに対応した子育て支援を実施し、子育ての環境を整えるため、今後の指針となる計画を策定し、子育て支援の充実を図ります。



2 子ども・子育て支援新制度とは

(1) 新制度について

「子ども・子育て支援新制度」(*) (以下「新制度」といいます。)は、障がい、疾病、虐待、貧困、家庭の事情等により支援の必要性が高い子どもや家族を含め、すべての子どもや子育て家庭に対して、必要に応じた支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるもので、次の3つの目的を掲げています。

1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
2. 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
3. 地域の子ども・子育て支援の充実

(2) 子ども・子育て関連3法について

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）

(3) 制度の主な内容について

<1. 「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて>

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。具体的には、4種類（「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」）ある認定こども園のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められます。また、これまで非常に複雑で、事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進することとされています。

<2.「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて>

保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしくみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育（「旧保育ママ」）」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。

<3.「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて>

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに corres 応することができるよう、「放課後児童クラブ」、「一時預かり」、「地域子育て支援拠点事業」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図ることとされています。また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できる仕組みづくりが目指されています。

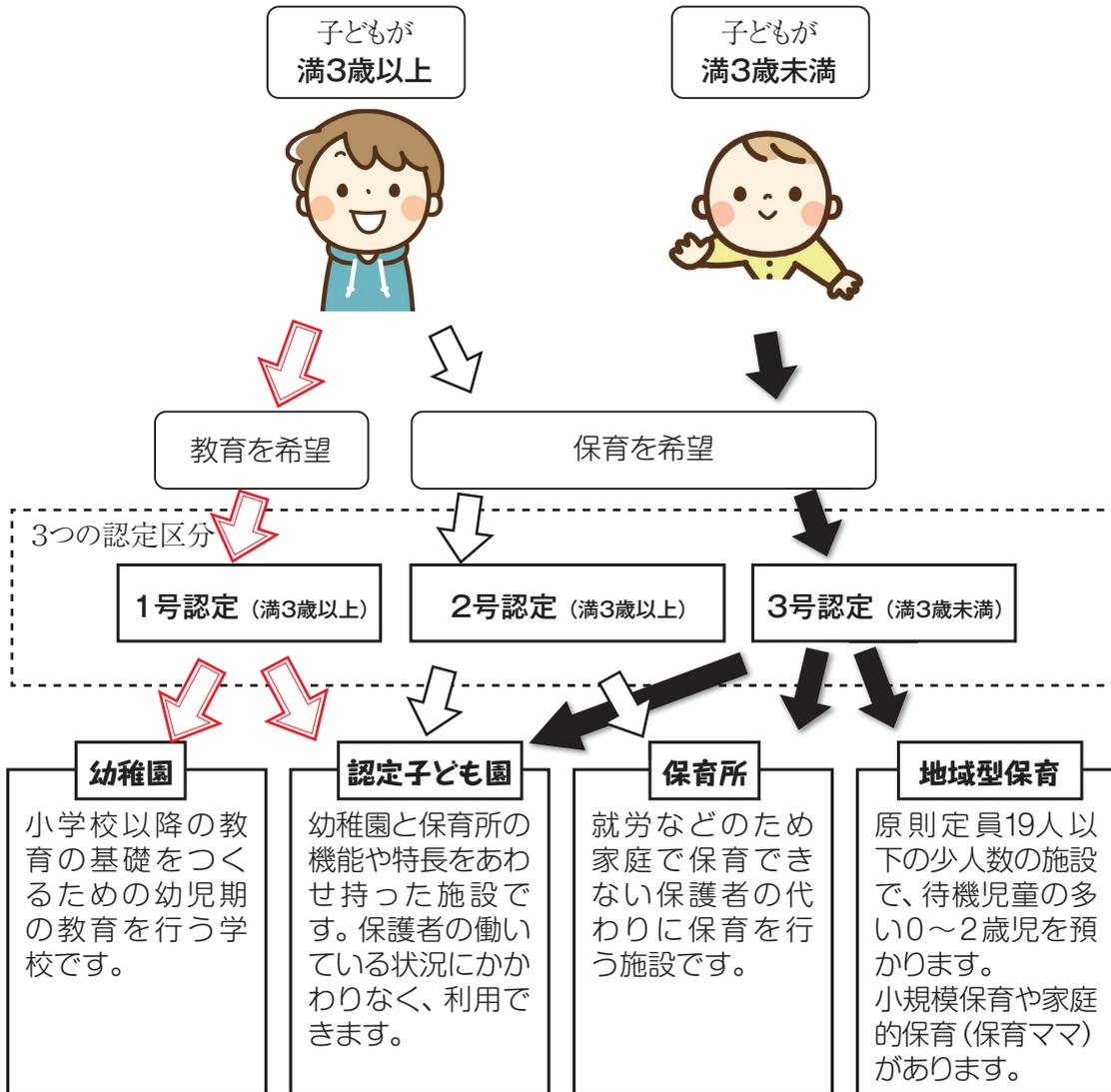
【新制度の詳しい内容について】

「内閣府子ども・子育て支援新制度」のホームページ
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/index.html>

(4) 新制度の利用の流れ

新制度では、竹田市による「3つの認定区分」に応じて、施設（幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育）の利用先が決まっていきます。施設などの利用を希望する保護者の方に、利用のための「認定」を受けていただく必要があります。

※新制度に移行しない施設については、「認定」は必要ありません。



(5) 認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準にもとづき、以下の考え方で保育の必要性を認定したうえで、給付する仕組みとなっています。

■認定区分：認定は、次の1～3号の区分で行われます。

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園
		認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所
		認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所
		認定こども園
		特定地域型保育事業

■認定基準：保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事由	①就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的に全ての就労
	②就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして竹田市が定める事由
区分	①保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用 (現行の11時間の開所時間に相当)
	②保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用 (竹田市では、保育入所のための就労下限時間を1か月当り64時間と設定)
優先利用	ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

【保育標準時間】 両親がフルタイムで就労する場合を想定したもの。
1か月あたり平均275時間（最大292時間・最低212時間）
1日あたり11時間までの利用に対応するもの。

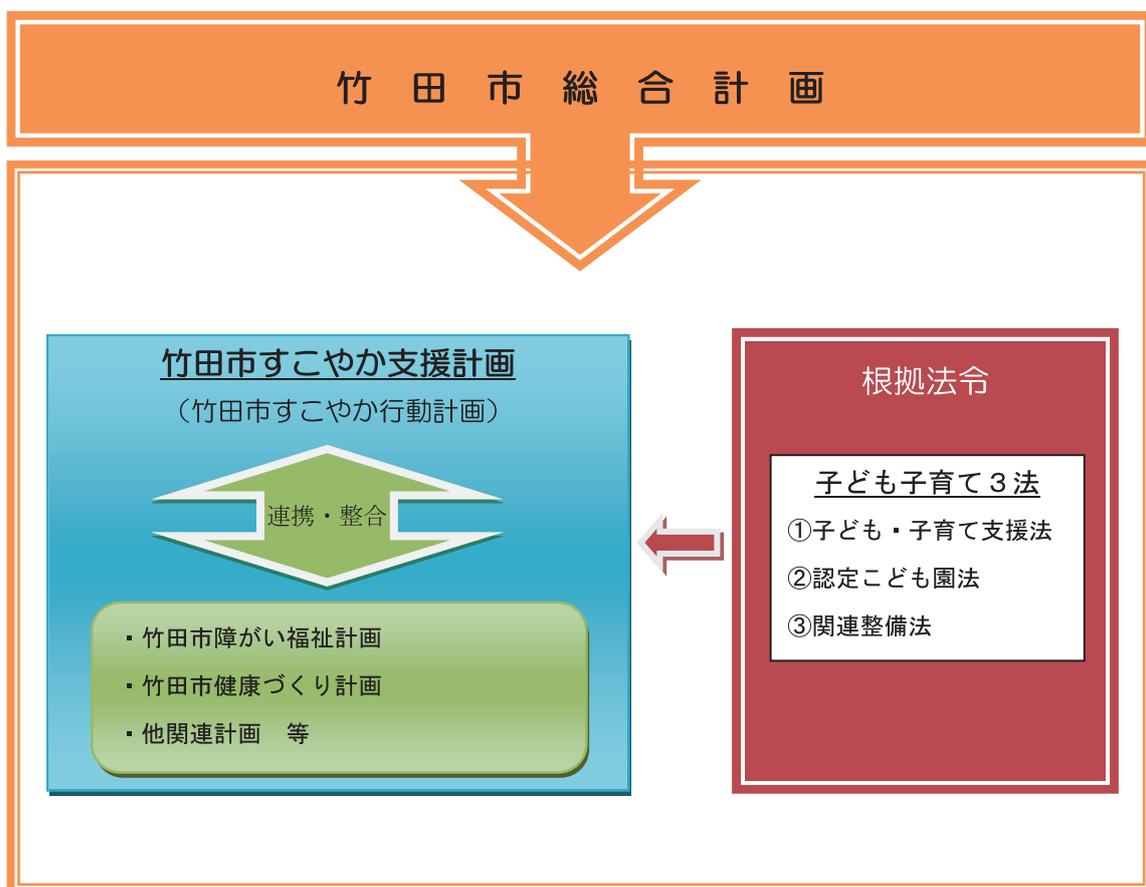
【保育短時間】 両親の両方又はいずれかがパートタイムで就労する場合を想定したもの。
1か月あたり平均200時間（最大212時間）
1日あたり8時間までの利用に対応するもの。

3 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、竹田市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的・計画的に取り組みを推進します。

本計画の策定にあたっては、「竹田市すこやか行動計画（後期計画）」や関連の分野別計画との整合・連携を図ります。

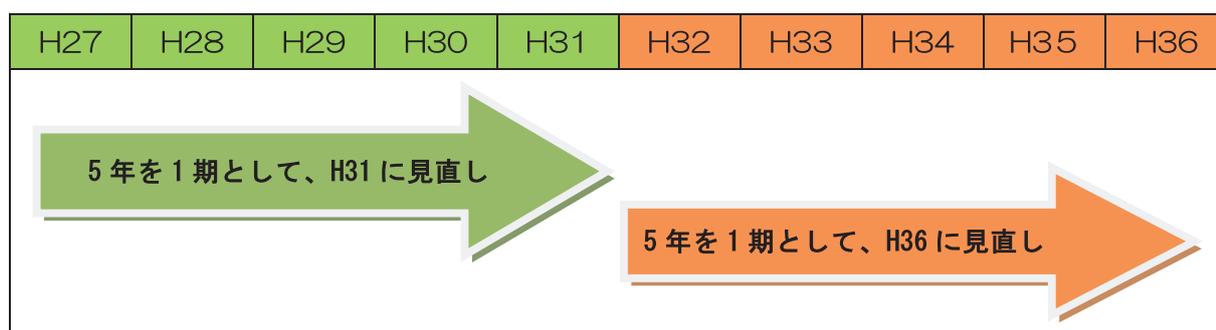
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、竹田市においては、「竹田市すこやか行動計画（後期計画）」の考えや取り組みを踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく計画と位置づけます。



4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は、平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、竹田市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。



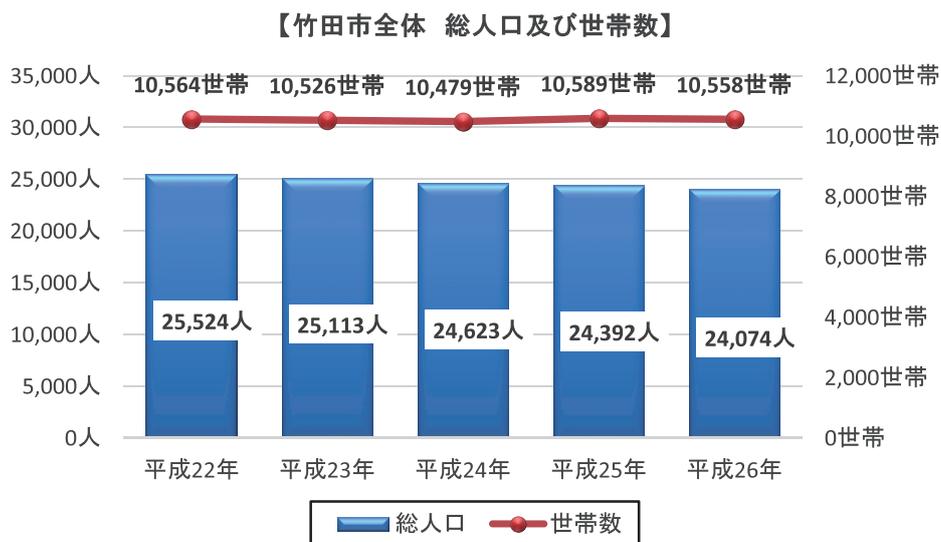
第2章

竹田市の子どもと家庭 を取り巻く環境

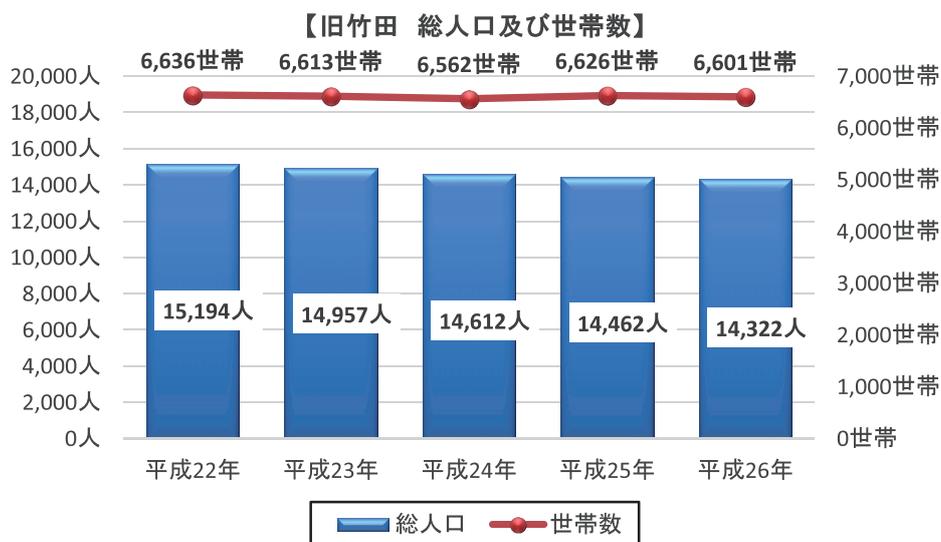
1 竹田市の現状

(1) 人口・世帯数の推移

平成22年には25,524人だった人口が、平成26年には24,074人となり、この5年間で△1,450人となり、年々減少しています。世帯数はほぼ横ばいで推移しています。

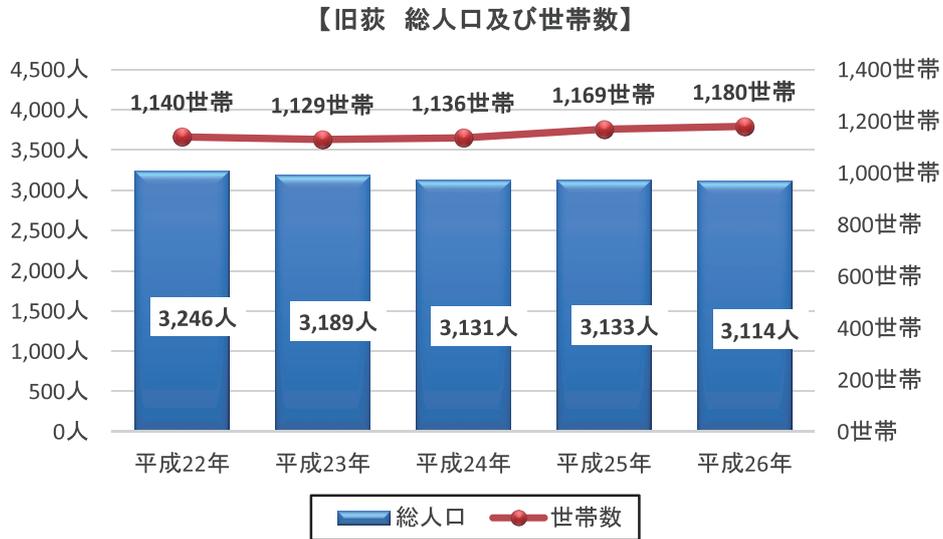


<竹田地域の状況>



資料：住基データ
※各年度とも4月1日現在数

<荻地域の状況>

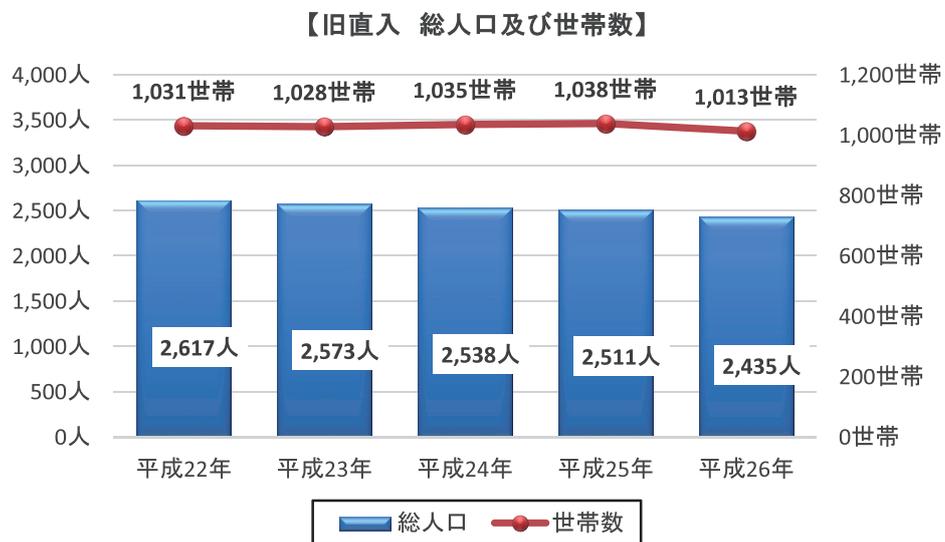


<久住地域の状況>



資料：住基データ
 ※各年度とも4月1日現在数

<直入地域の状況>

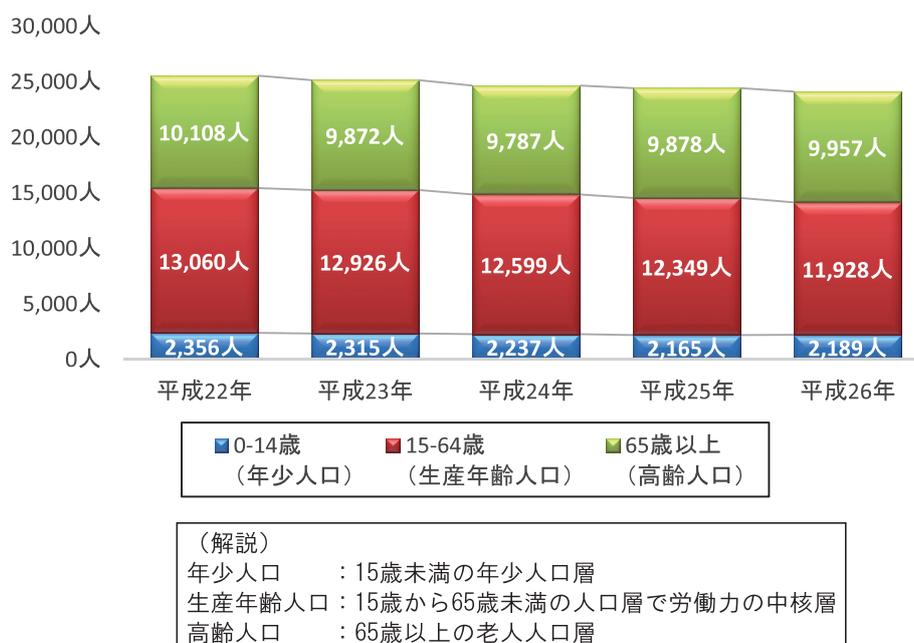


資料：住基データ
 ※各年度とも4月1日現在数

(2) 年齢階層別の推移

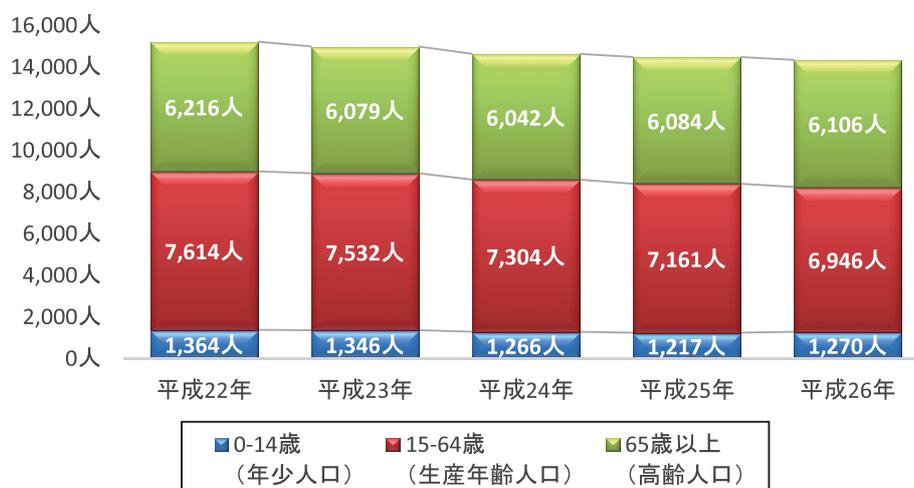
0歳～14歳の年少人口と、15歳～64歳の生産年齢人口は、年々減少傾向ですが、65歳以上の高齢人口は平成25年より増加傾向にあり、竹田市でも少子高齢化が進んでいます。

【竹田市全体 年齢階層別人口推移】



<竹田地域の状況>

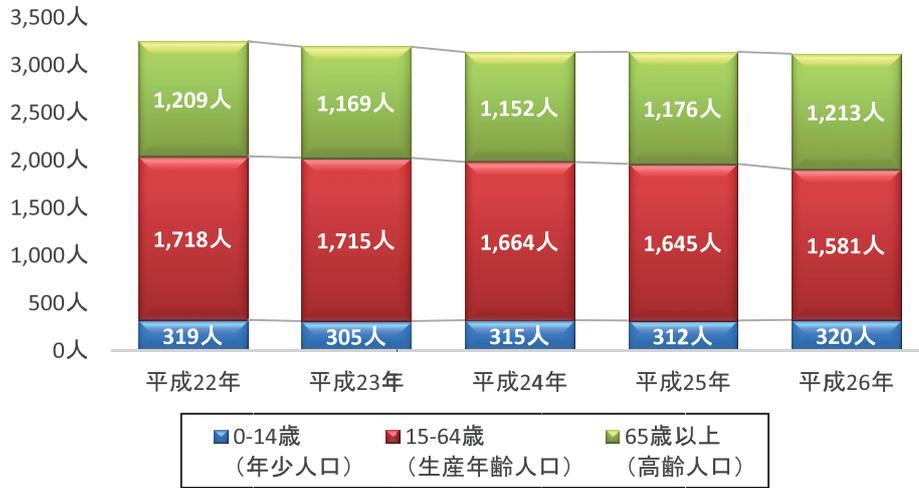
【旧竹田 年齢階層別人口推移】



資料：住基データ
 ※各年度とも4月1日現在数

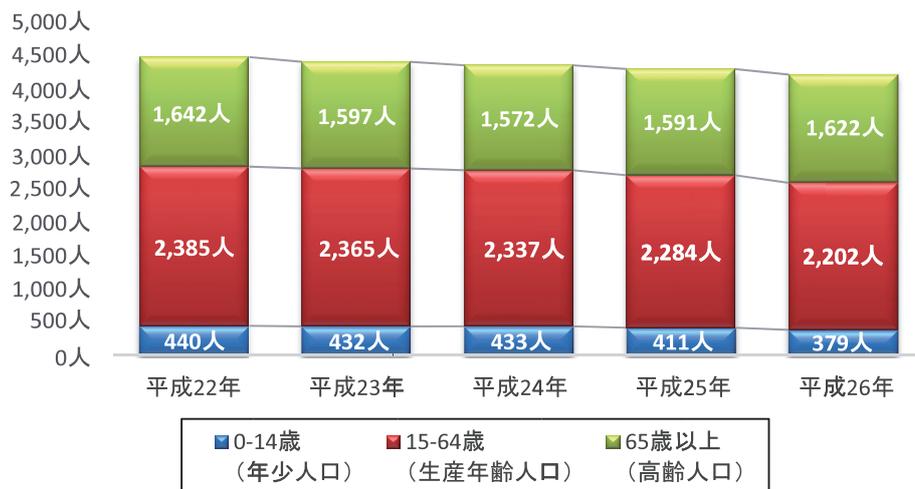
<荻地域の状況>

【旧荻 年齢階層別人口推移】



<久住地域の状況>

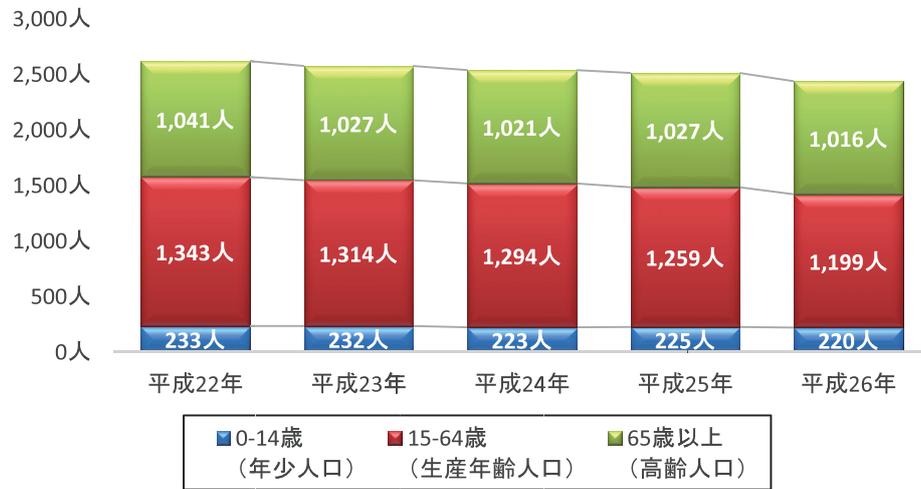
【旧久住 年齢階層別人口推移】



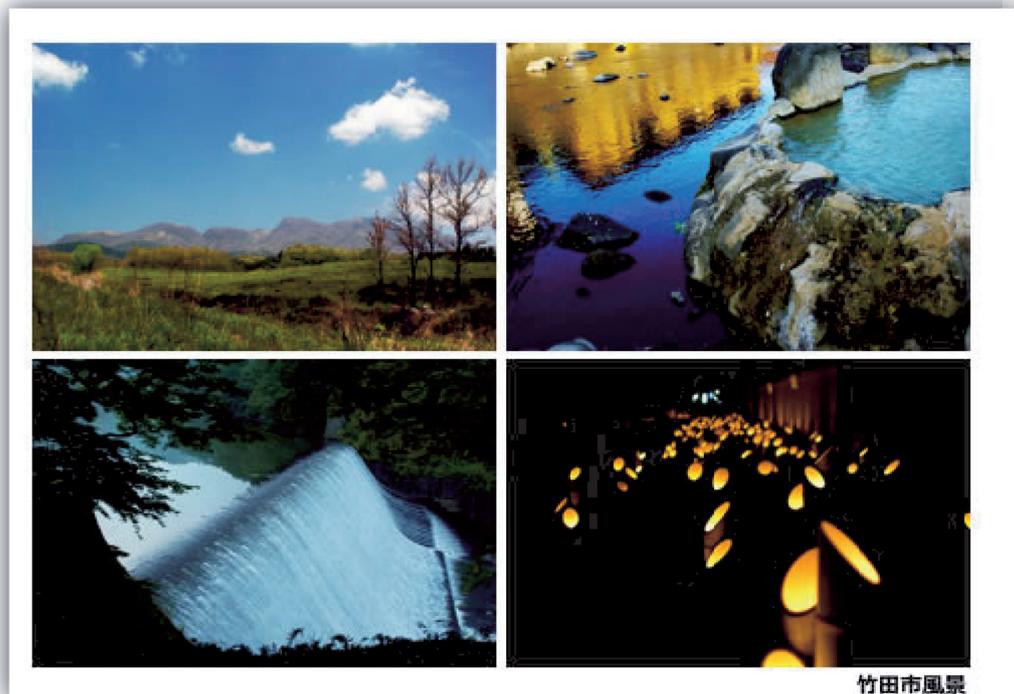
資料：住基データ
※各年度とも4月1日現在数

<直入地域の状況>

【旧直入 年齢階層別人口推移】



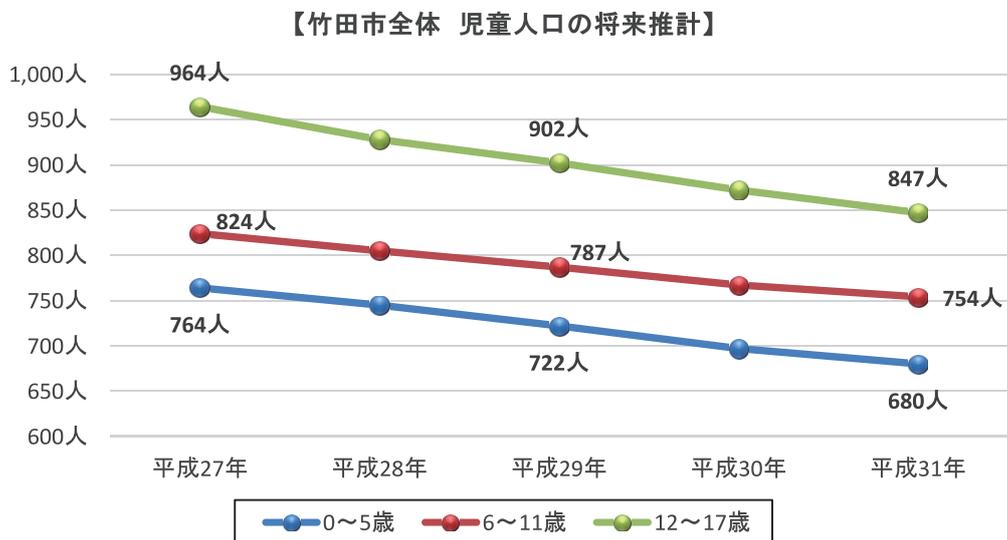
資料：住基データ
※各年度とも4月1日現在数



竹田市風景

(3) 人口の将来推移（区域別）

区域別の児童人口（0歳～5歳、6歳～11歳、12歳～17歳）の将来推計は、各区域ともに、今後ゆるやかに減少することが予想されます。



（解説）

人口推計の考え方について・・・

①推計方法は、コーホート変化率法

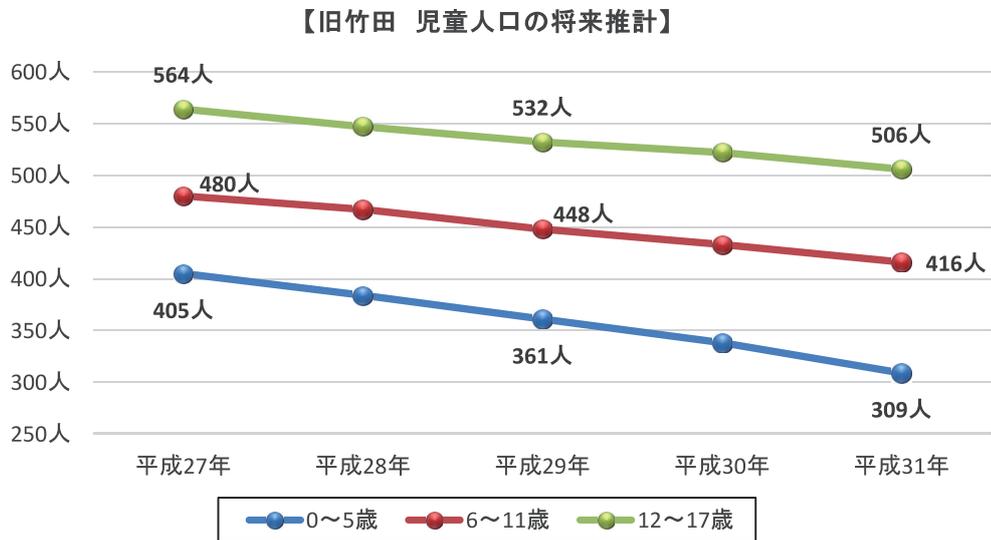
◆コーホート変化率とは、各コーホート(同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団)について過去における実績人口動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推測する方法。

②人口推計に使用する実績人口データ

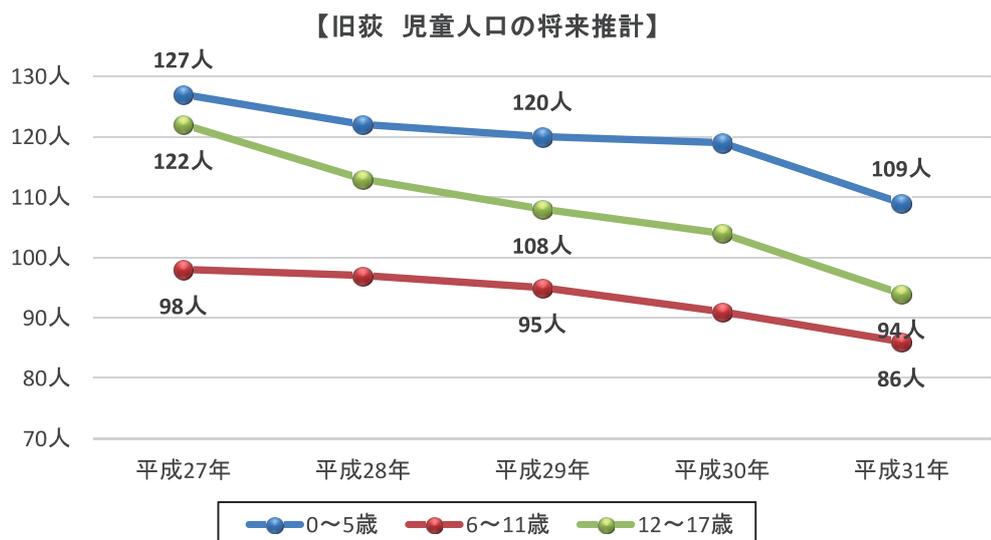
◆竹田市全域：平成17年及び平成22年の国勢調査人口使用。算出結果に平成25年4月1日現在の住民基本台帳の実績に基づき補正。

◆旧市町区域：平成17年、平成22年及び平成25年の住民基本台帳の実績データを使用。

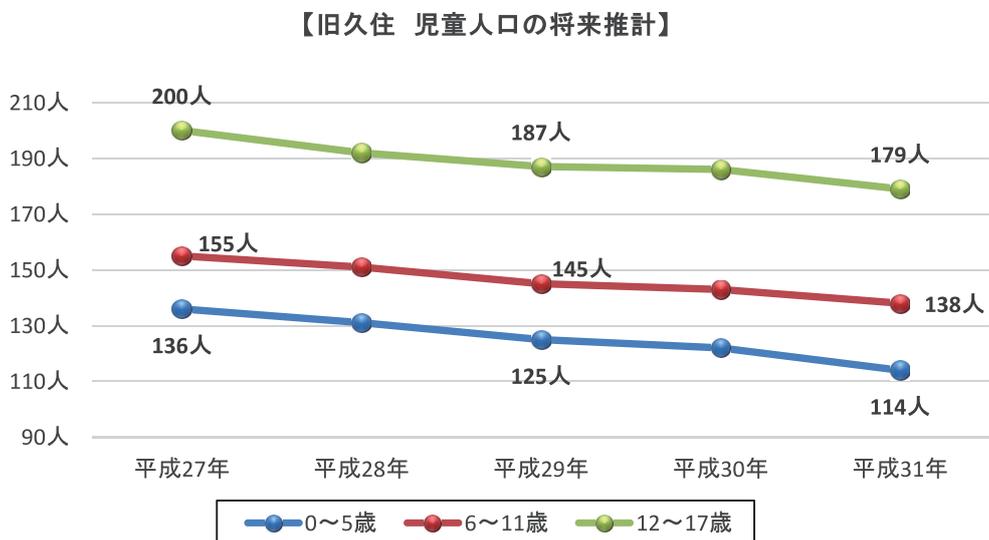
<竹田地域の状況>



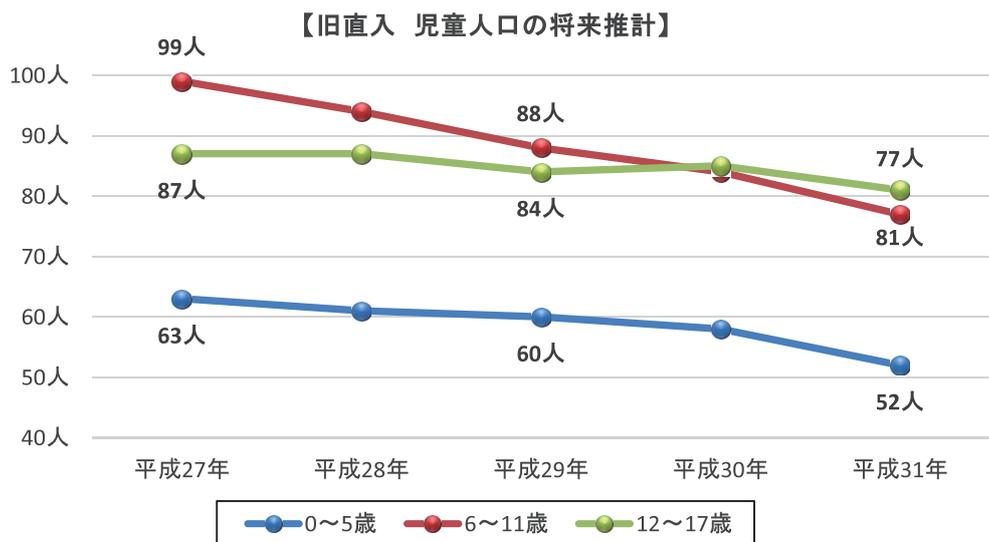
<荻地域の状況>



<久住地域の状況>

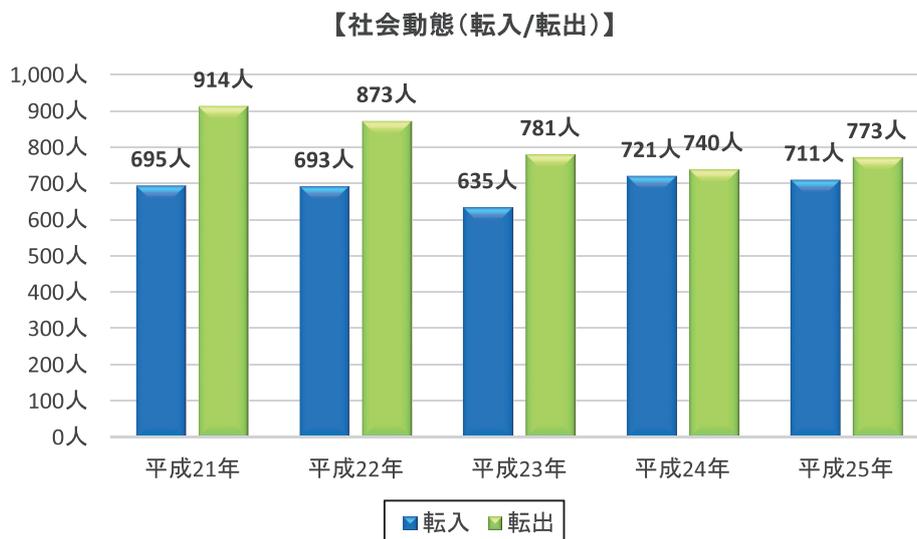


<直入地域の状況>

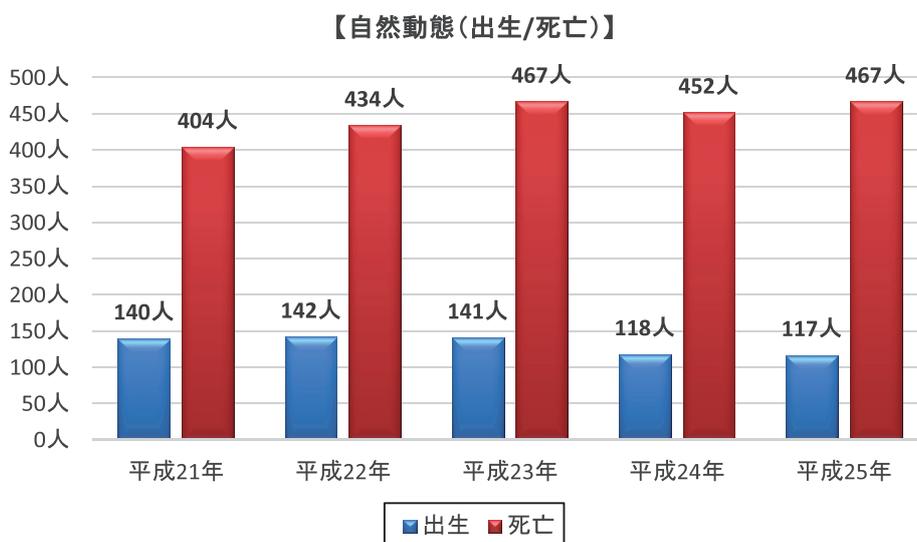


(4) 人口動態の推移（転入・転出・出生・死亡）

すべての年度で、転出が転入を上回っています。転入は、平成23年が635人と例年よりやや少なくなっていますが、平成24年以降は700人前後で推移しています。転出は、年々減少傾向となっています。



出生数は、平成24年から減少し、死亡数は年々増加傾向となっており、自然減となっています。

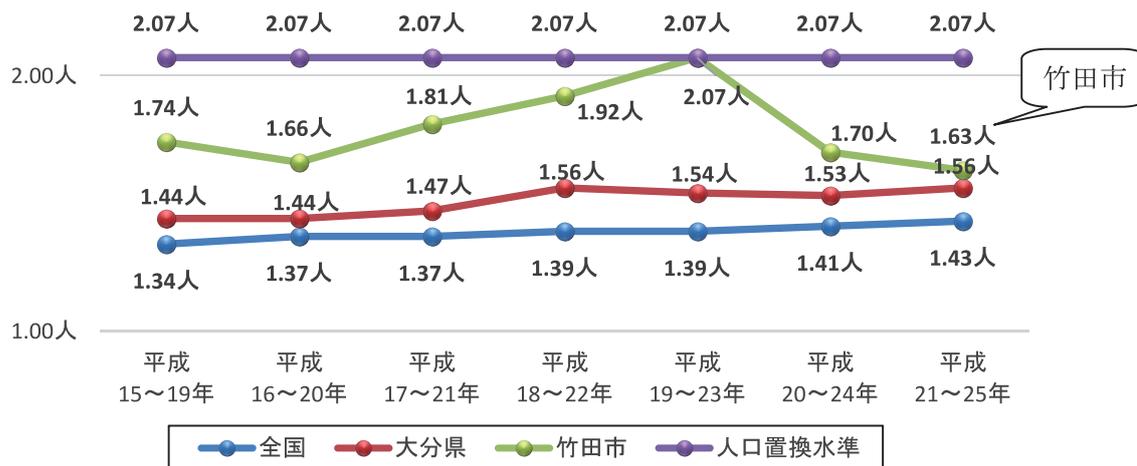


資料：大分県公衆衛生年鑑

(5) 合計特殊出生率の推移

竹田市の合計特殊出生率の推移をみると、国や県よりも高く推移していますが、人口置換水準の「2.07」には達していません。

【合計特殊出生率の推移】



	平成15～19年	平成16～20年	平成17～21年	平成18～22年	平成19～23年	平成20～24年	平成21～25年
全国	1.34人	1.37人	1.37人	1.39人	1.39人	1.41人	1.43人
大分県	1.44人	1.44人	1.47人	1.56人	1.54人	1.53人	1.56人
竹田市	1.74人	1.66人	1.81人	1.92人	2.07人	1.70人	1.63人
人口置換水準	2.07人						

(解説)

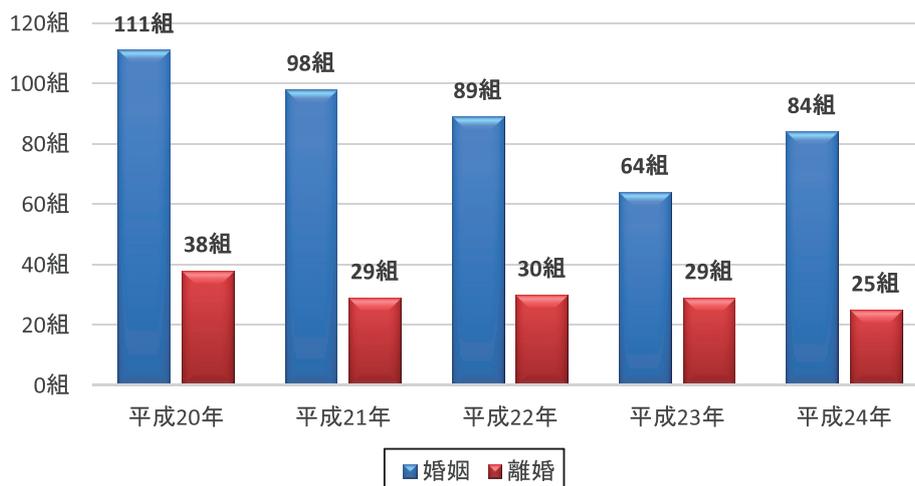
◆合計特殊出生率とは・・・
一人の女性が一生に産む子どもの平均数を示します。
出産適齢期(15歳から49歳までの女子)の女子が生涯に生む子どもの数の目安。

◆人口置換水準とは・・・
人口が増加も減少もしない均衡した状態となる合計特殊出生率の水準のこと。
1人の女子が、2.07人の子どもを生めば人口の水準が保たれると考えられている。

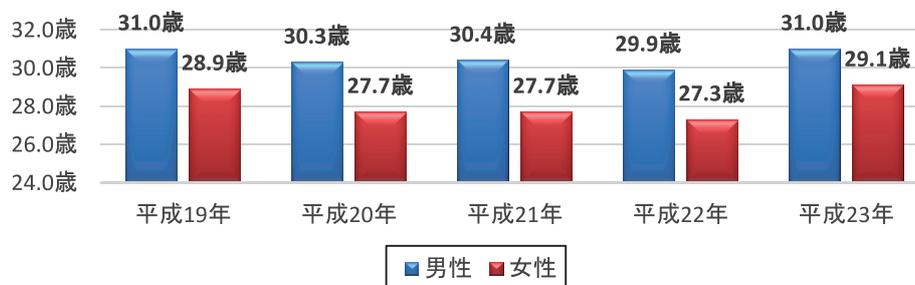
(6) 婚姻・離婚数の推移

婚姻数は、平成23年は64組と例年よりやや少なめですが、ここ数年は90組前後で推移しています。離婚数は、30組前後で推移しています。初婚年齢は、男性女性ともに、ほぼ横ばいで推移していますが、再婚年齢は、男性・女性ともに年々減少傾向となっています。

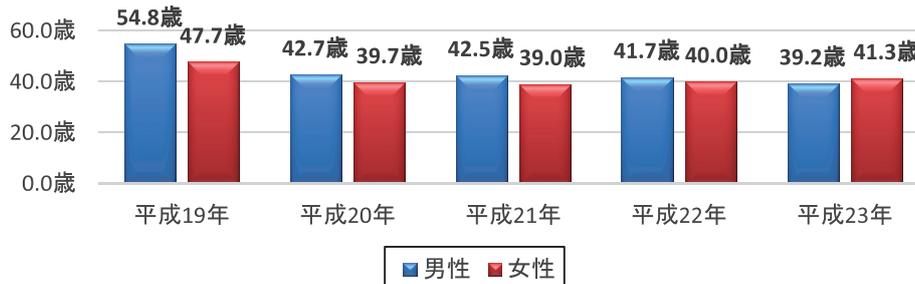
【婚姻・離婚数の推移】



【初婚年齢の推移】



【再婚年齢の推移】



資料：大分県公衆衛生年鑑

(7) 就労状況

就業者数は人口の減少に伴い、男女ともに年々減少傾向です。

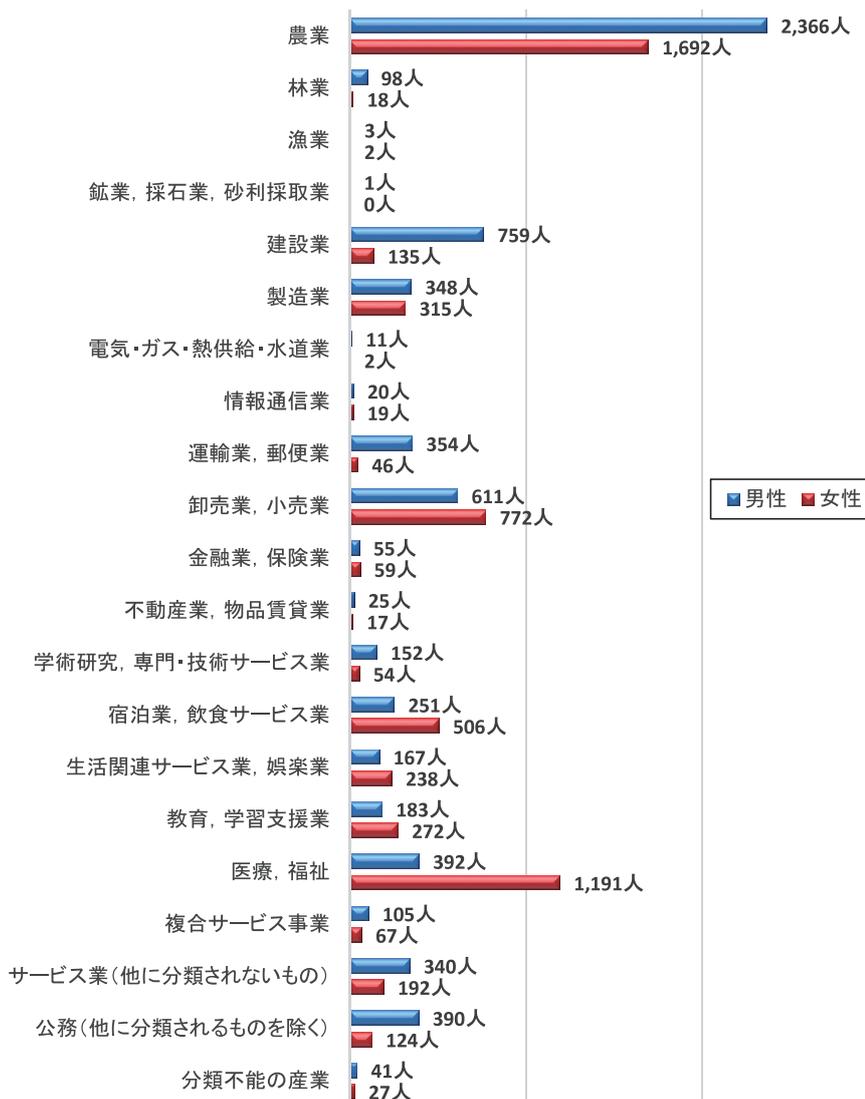
男性は、平成7年から平成22年の間に2,230人、女性は1,809人減少しています。平成22年産業別就業人口を見ると、男性では農業、女性は医療・福祉の割合が高くなっています。

男女別就業者数の推移

	平成7年		平成12年		平成17年		平22年	
	人数	比率	人数	比率	人数	比率	人数	比率
総数	16,459人	54.2%	15,205人	53.0%	14,046人	52.9%	12,420人	50.8%
男性	8,902人	62.0%	8,218人	60.9%	7,606人	61.3%	6,672人	53.7%
女性	7,557人	47.2%	6,987人	46.0%	6,440人	45.6%	5,748人	46.2%

【平成22年男女別産業別就業人口数】

資料：国勢調査



産業別就業者数

区分	平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	人	%	人	%	人	%	人	%
総人口	30,368	100%	28,689	100%	26,534	100%	24,423	100%
就業者数	16,459	54.2%	15,198	53.0%	14,046	52.9%	12,420	50.8%
第1次産業	5,904	35.9%	4,950	32.6%	4,661	33.2%	4,179	33.6%
農業	5,796	35.2%	4,865	32.0%	4,582	32.6%	4,058	32.6%
その他	108	0.7%	85	0.6%	79	0.6%	121	9.7%
第2次産業	3,235	19.7%	2,970	19.5%	2,161	15.4%	1,558	12.5%
建設業	1,880	11.4%	1,715	11.3%	1,325	9.4%	894	7.2%
その他	1,355	8.2%	1,255	8.3%	836	6.0%	664	5.30%
第3次産業	7,320	44.5%	7,252	47.7%	7,212	51.3%	6,615	53.2%
サービス業	3,357	20.4%	3,623	23.8%	4,197	29.9%	4,110	33.0%
その他	3,963	24.1%	3,629	23.9%	3,015	21.5%	2,505	20.0%
分類不能	0	0.0%	26	0.2%	12	0.1%	68	0.5%

資料：国勢調査

2 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の概要について

1. 調査の目的

本調査は、「子ども・子育て支援法」などの関連3法（平成24年法律第65号）に基づく、幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな「子ども・子育て支援新制度」に向けて、5年間で1期とする「子ども・子育て支援事業計画」の策定の為、現在、子育てをされているご家庭の状況や子ども・子育て支援サービスの利用希望を調査し、「子ども・子育て支援事業計画」に反映させるために実施しました。

2. 調査期間

平成25年12月6日～12月20日

3. 調査の対象

(1) 就学前児童調査

- ◆調査の対象：小学校就学前児童（0歳～5歳）の全員の保護者
- ◆調査方法：郵送、施設経由での配布および郵送での回収

調査件数	回収件数	回収率
572件	268件	46.8%

(2) 小学生調査

- ◆調査の対象：小学校就学児童（1年生～6年生）の全員の保護者
- ◆調査方法：小学校での配布、郵送による回収

調査件数	回収件数	回収率
614件	282件	45.9%

(2) 自由意見欄のまとめ

お寄せいただいたご意見の中から抽出して掲載させていただきました。

この他にもたくさんのご意見をお寄せいただきました。皆さまのご意見は子育て支援推進の原動力です。今後の子育て支援に対する叱咤・激励そして、住民の皆様の貴重な意見として真摯に受け止め、計画を推進します。

①子育て支援サービスについての主な意見・・・

- ・病児・病後児保育の開設
- ・放課後児童クラブの定員増、施設数増
- ・子育て支援センターの設置箇所増・時間延長
- ・一時保育、日曜保育、長期休み時の預かり保育
- ・放課後子ども教室の充実
- ・児童館の増設

②教育環境についての主な意見・・・

- ・公立幼稚園の2年、3年制への移行
- ・料金制度の変更に対する意見
- ・図書館の充実
- ・小規模校対策、複式学級解消
- ・学校規模の適正化
- ・土曜日の授業
- ・教育レベルの充実
- ・保育士、幼稚園教諭、教員のレベルアップ

③市中心部と周辺部で教育・保育サービスの差の是正についての主な意見・・・

- ・久住、荻地域に幼稚園がない
- ・子どもが遊べる場、公園が無い
- ・すこやか広場を久住にも

④子どもがのびのび遊べる場所についての主な意見・・・

- ・公園、屋内施設などの充実
- ・公園は、近くに整備し小さい子どもが遊べる遊具の設置

⑤経済的な支援(就学前・就学)についての主な意見・・・

- ・医療費無料の小学生・中学生までの拡大
- ・インフルエンザ等予防接種の無料化

⑥医療体制の充実(就学前・就学)についての主な意見・・・

- ・夜間・休日の診療体制の整備、小児科、耳鼻科、産婦人科の開設・充実

⑦市の支援の充実以外についての主な意見・・・

- ・就労の場の確保、就労環境の改善
(休みが取りやすい、辞めなくても良い等の必要性を訴える意見)

⑧支援事業の内容や実施場所等の情報発信の充実(就学)についての主な意見・・・

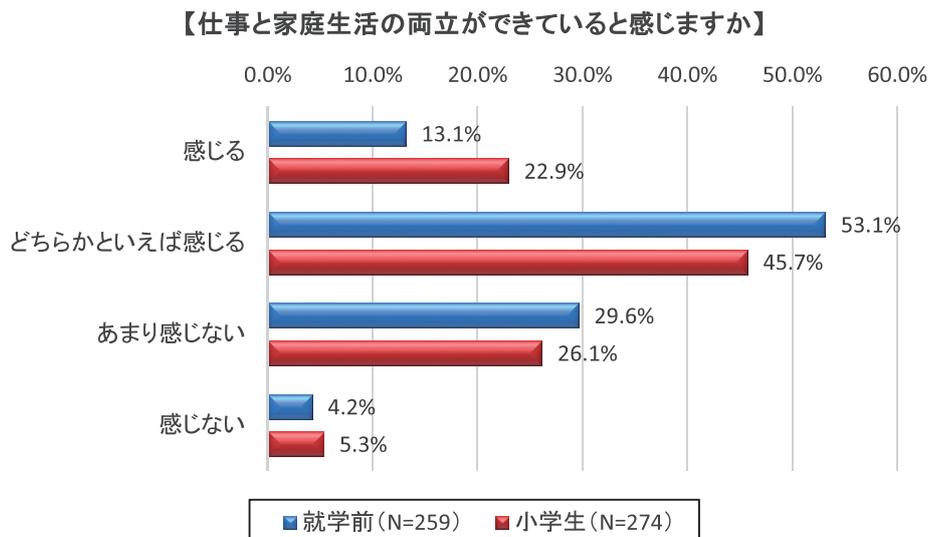
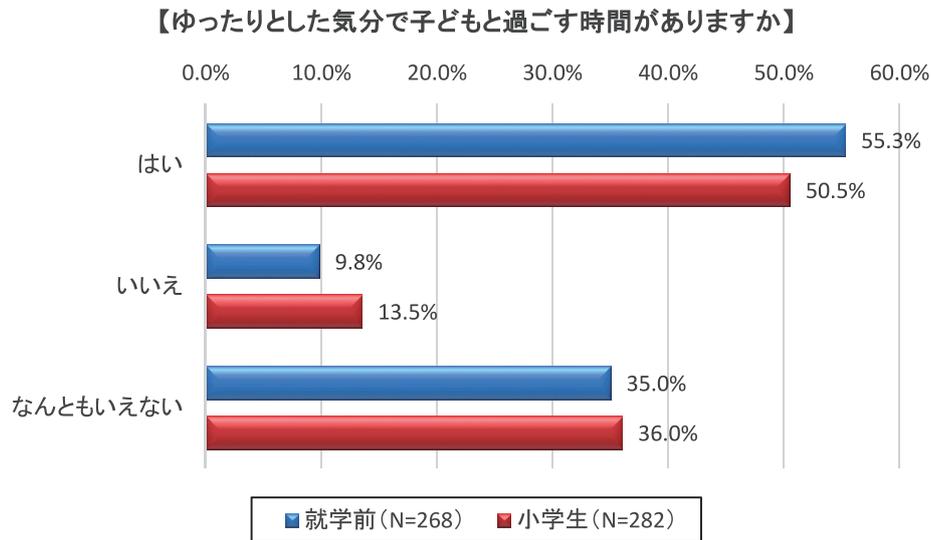
- ・市ホームページに子育て支援サイトの開設、ケーブルの活用

その他の自由意見・・・

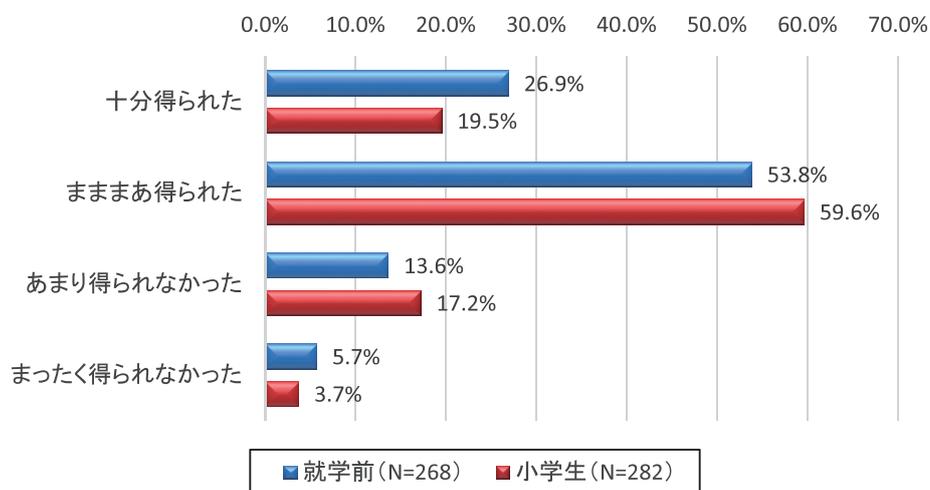


(3) 竹田市独自質問結果について

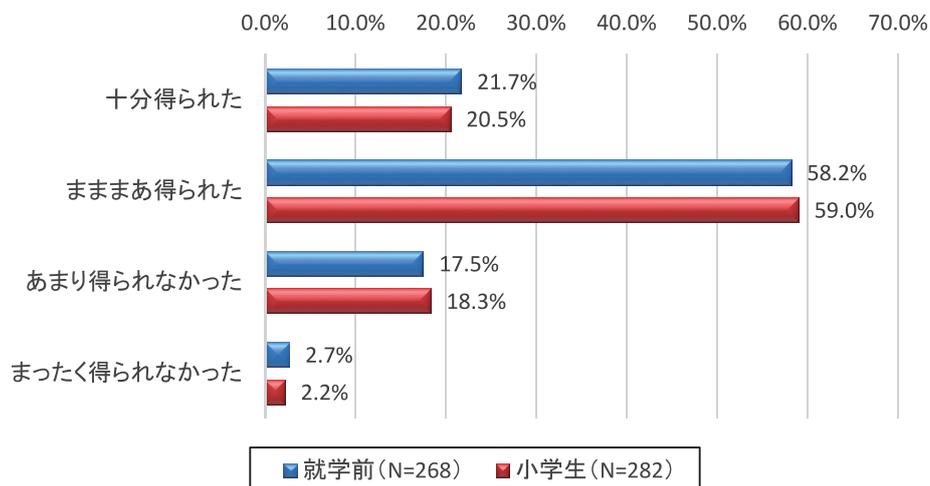
今回のアンケート調査では、全国の統一設問とは別に、竹田市独自の調査を行いました。その結果についてお知らせします。

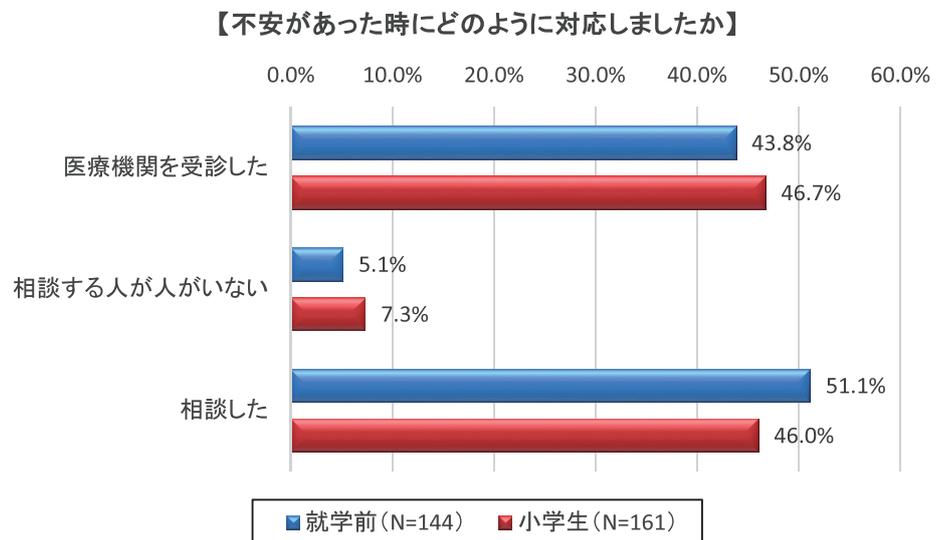
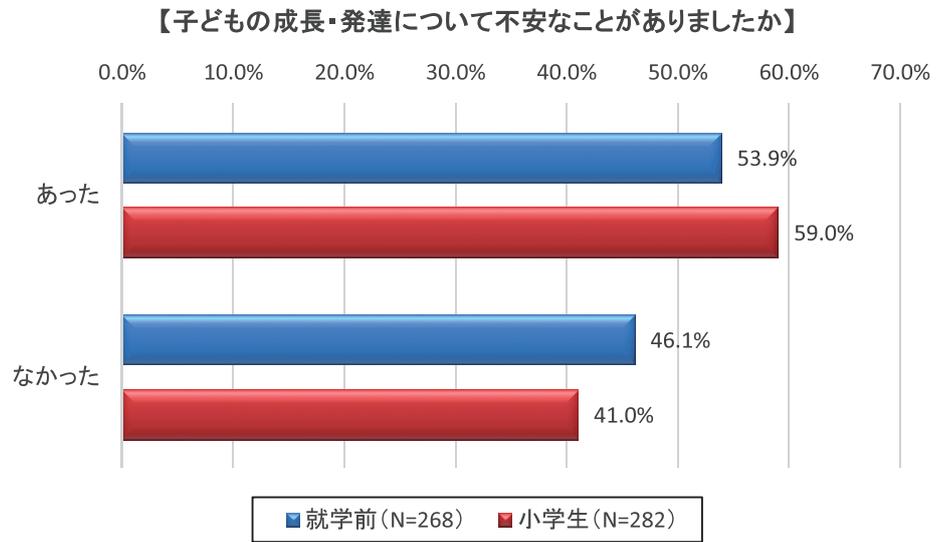


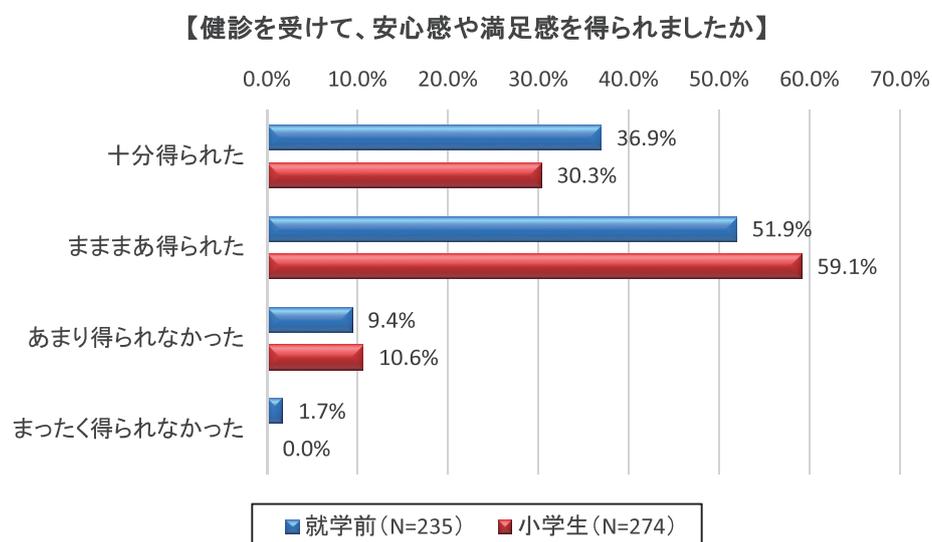
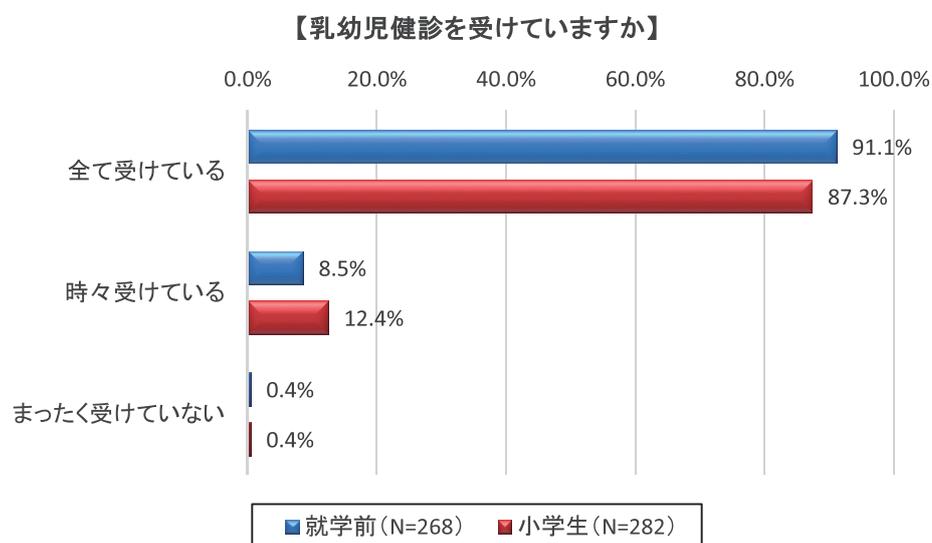
【市の保健サービスで満足感を得られましたか】

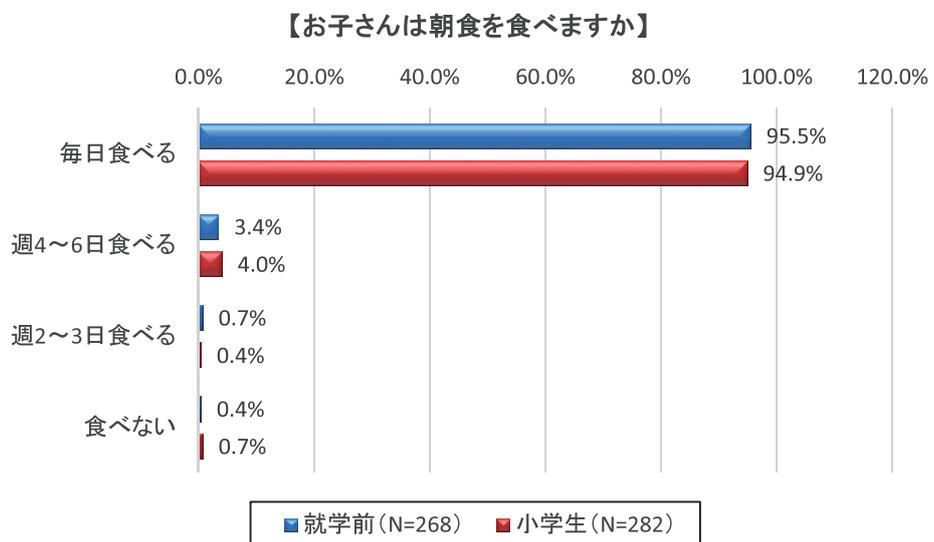
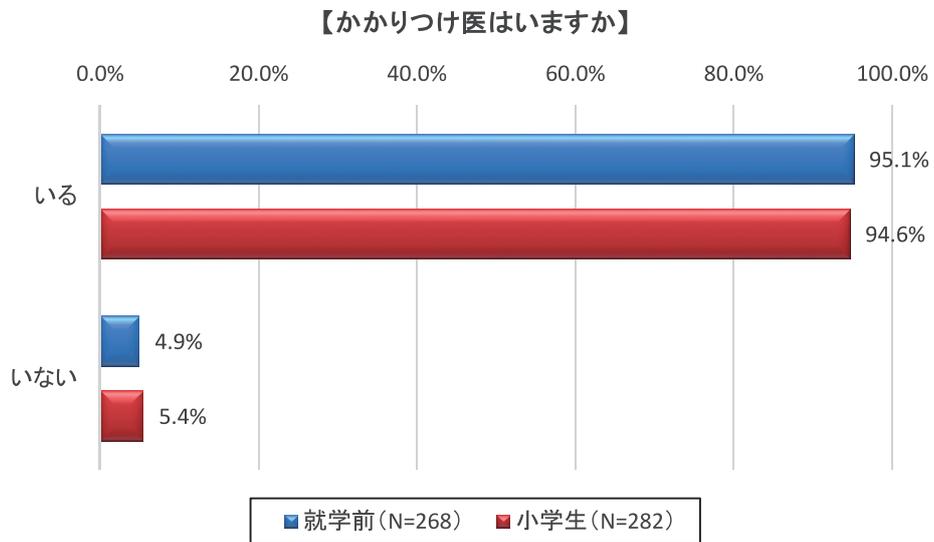


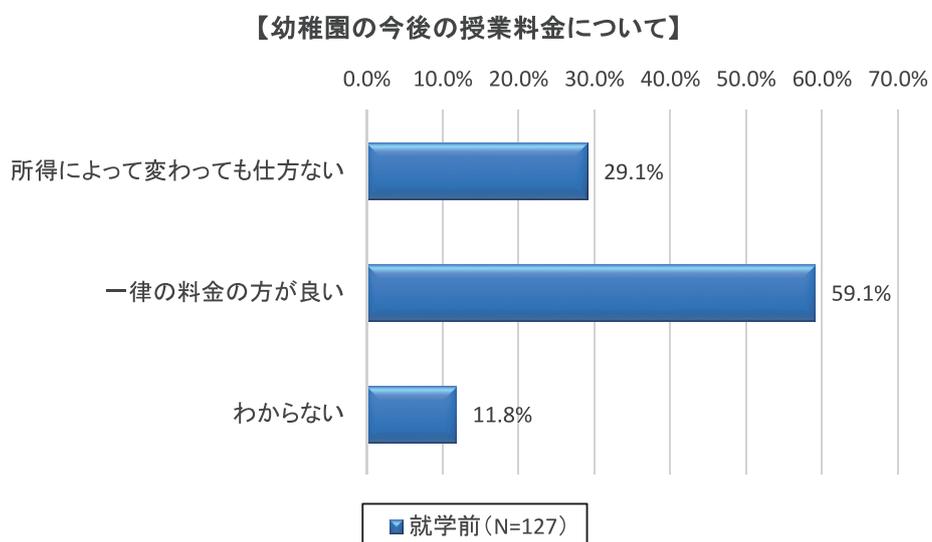
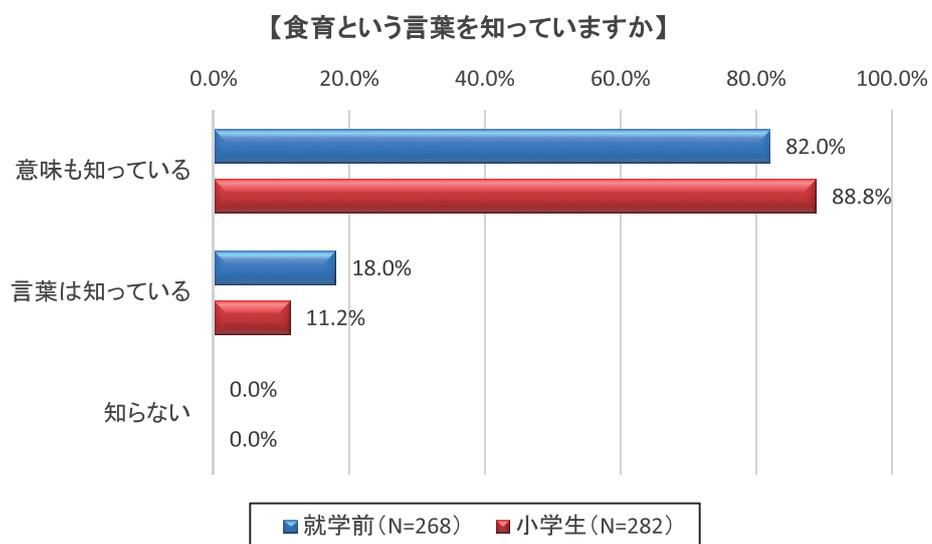
【妊娠・出産に関する情報を十分に得られましたか】











第3章

計画の基本的な考え方

1 基本的理念

子どもは、私たちに喜びと活力を与えてくれる宝であり、将来の竹田市を担う大切な財産です。全ての子どもが健やかに育ち、笑顔を絶やさないことは、誰もが願うことで、そのための最適な環境をつくることは私たちの責務です。世代間交流を図り、子育て経験者や地域の先人とふれあうことにより、子どもは社会の中で生きる力を、親は次代に伝えるべき子育ての知恵を身につけていくことができます。

地域における住民同士の関わりが希薄になりつつあるなか、思いやりなど豊かな心を抱くことができる人づくり（人育て）のためには、市民、事業所、行政など地域を構成するメンバーが、お互いに連携、協力し合う必要があります。

また、国の基本指針に示されているように、子育ての第一義的責任は保護者が有していること、家庭が教育の原点であることを前提として、子育てがさまざまな愛や思いやり、支援に支えられていることを忘れてはなりません。

子どもを安心して生み育てることができ、将来、竹田市に子どもたちが住み続けることができるよう、地域で助けあい、支えあうことができる仕組みづくりが重要です。

子どもが生まれ、育っていく過程で、地域やたくさんの市民の温かい思いやりや配慮、大きな愛に感謝しながら、親も子どもともに成長していくことのできる竹田市を将来に展望することとします。

こうしたことを踏まえて、「竹田市すこやか支援計画」では、「安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田」を基本理念に「すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して、」地域ごとの子育て支援の充実を図り笑顔のあふれるまちづくりをめざします。

【基本理念】

～安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田～
すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して

2 基本目標・基本方針

本計画では、基本理念を実現するために「竹田市すこやか行動計画」で掲げた基本目標を継承し、基本方針を定め、引き続き、子育て支援や子どもの健全な育成を推進していきます。

<基本目標>

1. 思いやりのある子どもが育つまち

家庭教育、地域学、人権意識の高揚を柱とし、子どもたちが温かい愛情に包まれ育ち、自然に他者への愛情を育むことができる子育て環境の整備を図ります。

2. 安心して産みそだてられるまち

命の芽生えから、母子保健、保育、教育の視点で切れ目のない支援、相談体制の強化、地域ネットワークの整備を推進し、産むこと、生まれたことに喜びを感じられるよう様々な支援の充実を図ります。

<基本方針>

1. 子どもの人権を守る
2. 家族とのふれあいがある
3. ふるさとを愛し、感動を体験する場がある
4. 思春期を考える
5. 安心して保育・教育を受けられる
6. 子育ての支援がある
7. 要保護児童や家庭への支援がある
8. 子育てしながら仕事が続けられる
9. 心身の健康保持、増進ができる
10. 子どもの安全が確保され、安心して過ごせる

3 竹田市すこやか支援計画の体系

本計画では、基本理念・基本目標と基本方針を実現するための「施策目標（すべきこと）」を定め、竹田市の子ども・子育て支援の施策を推進していきます。

【基本理念】
 ～安心して産み・生まれ・子どもがすこやかに育つ竹田～
 すべての子どもが笑顔で包まれ育つ地域を目指して

【基本目標】
 ◎思いやりのある子どもが育つまち
 ◎安心して産み育てられるまち

【基本方針】	⇒	【施策目標】
1. 子どもの人権を守る	⇒	①人権侵害の予防と早期発見 ②すべての子どもの人権が守られる
2. 家族とのふれあいがある	⇒	①子育ての第1義的責任を自覚する ②家族の愛情を感じられる
3. ふるさとを愛し、感動を体験する場がある	⇒	①地域について学びふるさとを知る ②世代間交流を図り、文化を学ぶ
4. 思春期を考える	⇒	①思春期の子育てについて学ぶことができる ②生について学び性差を理解する
5. 安心して保育・教育を受けられる	⇒	①幼児教育・保育の一体的提供を図る ②すこやかに育ち学べる環境づくり ③子育て世帯への経済的支援を図る
6. 子育ての支援がある	⇒	①地域における子育て支援を推進する ②子育て支援の総合的提供を図る
7. 要保護児童や家庭への支援がある	⇒	①配慮を要する子どもや家庭を支援する
8. 子育てしながら仕事が続けられる	⇒	①仕事と子育ての両立を推進する ②子育てしやすい職場環境づくりを支援する
9. 心身の健康保持、増進ができる	⇒	①命の芽生えから出産までを支援する ②心身の健やかな発育を支援する ③健全で豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する ④安心して医療が受けられる体制づくりを推進する
10. 子どもの安全が確保され、安心して過ごせる	⇒	①子どもが安全に過ごせる環境を整備する ②社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する ③子どもを事故や犯罪から守る取組

第4章

子ども・子育て支援事業 計画

1 教育・保育の提供区域

(1) 区域設定の考え方

区域設定については、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定めることとされました。

竹田市では、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて、旧自治体ごとを4つの区域として設定しました。

(2) 区域設定

竹田市では、【竹田地域】、【荻地域】、【久住地域】、【直入地域】の4区域とします。



2 幼児期の学校教育・保育の量の見込

幼児期の学校教育・保育の量の見込に関しては、「児童数の推計」と「子ども・子育て支援事業計画のためのニーズ調査」（平成25年度）の結果に基づき、必要利用総数を推計しました。各年度、各区分の量の見込みは下表のとおりです。

保育量の見込み

区域	認定区分	平成26年度 認可定員	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
竹田地域	1号認定	190	41	40	39	37	36	
	2号認定	教育ニーズ	180	79	76	74	70	68
		保育ニーズ		100	97	94	89	87
	3号認定	1・2歳児		102	100	94	90	89
		0歳児		32	30	27	25	24
区域計	370	354	343	328	311	304		
荻地域	1号認定	0	0	0	0	0	0	
	2号認定	教育ニーズ	90	0	0	0	0	0
		保育ニーズ		57	55	54	53	52
	3号認定	1・2歳児		21	21	21	22	21
		0歳児		14	14	14	14	13
区域計	90	92	90	89	89	86		
久住地域	1号認定	0	0	0	0	0	0	
	2号認定	教育ニーズ	150	7	7	6	6	6
		保育ニーズ		72	72	70	70	69
	3号認定	1・2歳児		37	35	34	33	31
		0歳児		16	15	15	15	16
区域計	150	132	129	125	124	122		
直入地域	1号認定	60	14	13	13	13	12	
	2号認定	教育ニーズ	60	0	0	0	0	0
		保育ニーズ		23	22	22	22	20
	3号認定	1・2歳児		11	11	11	10	11
		0歳児		6	6	6	6	6
区域計	120	54	52	52	51	49		
竹田市合計	1号認定	250	55	53	52	50	48	
	2号認定	教育ニーズ	480	86	83	80	76	74
		保育ニーズ		252	246	240	234	228
	3号認定	1・2歳児		171	167	160	155	152
		0歳児		68	65	62	60	59
市計	730	632	614	594	575	561		

3 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 幼児教育・保育需給の現状

アンケート調査結果及び平成25年度の利用実績には、幼児教育・保育提供区域により需給に差が見られます。

提供区域ごとに定員の過不足が生じており、3号認定(0歳児～3歳未満児)の保育量や、2号認定(3歳児～5歳児)の保育量が不足しています。

不足する保育量の確保と、地域ニーズに応じた教育と保育の一体的提供の推進が求められています。

(2) 幼児教育・保育需給の確保策

- ① 幼児期の学校教育・保育の一体的提供のため「認定こども園」への移行を推進する。
- ② 認可外保育園の認定こども園への移行を支援する。
- ③ 現在1号認定子どもの受入れ施設のない地域(荻・久住)については、認定こども園への移行を検討する。
- ④ 私立幼稚園の新制度への移行を支援する。
- ⑤ 幼児教育と保育の一体性を確保するため、地域ニーズに応じて幼児教育施設と保育施設の連携を図る。
- ⑥ 2号認定の教育ニーズについては、幼稚園の定員を活用して確保する。



【学校教育・保育における平成27年度～31年度までの量の見込と確保策の内容】

区域	年度		平成27年度				平成28年度				平成29年度						
	認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				(内教育 二一ズ)	1～2 歳	0歳	(内教育 二一ズ)		1～2 歳	0歳	(内教育 二一ズ)	1～2 歳		0歳			
竹田 地域	量の見込み (必要利用定員数)		41	179 (79)	102	32	40	173 (76)	100	30	39	168 (74)	94	27			
	確保策	特定教育・ 保育施設	120	116	81	28	190	108	89	28	190	107	91	27			
		確認を受け ない幼稚園	70														
荻地 地域	量の見込み (必要利用定員数)		0	57	21	14	0	55	21	14	0	54	21	14			
	確保策	特定教育・ 保育施設	0	55	21	14	0	55	21	14	10	55	21	14			
		確認を受け ない幼稚園															
久住 地域	量の見込み (必要利用定員数)		0	79 (7)	37	16	0	79 (7)	35	15	0	76 (6)	34	15			
	確保策	特定教育・ 保育施設	0	80	43	12	10	81	39	15	10	81	39	15			
		確認を受け ない幼稚園															
直入 地域	量の見込み (必要利用定員数)		14	23	11	6	13	22	11	6	13	22	11	6			
	確保策	特定教育・ 保育施設	60	36	18	6	60	36	18	6	60	36	18	6			
		確認を受け ない幼稚園															
竹田 市全 域	量の見込み (必要利用定員数)		55	338 (86)	171	68	53	329 (83)	167	65	52	320 (80)	160	62			
	確保策	特定教育・ 保育施設	180	287	163	60	260	280	167	63	270	279	169	62			
		確認を受け ない幼稚園	70														

区域	年度		平成30年度				平成31年度					
	認定区分		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
				(内教育 二一ズ)	1～2 歳	0歳	教育二一 ズ		1～2 歳	0歳		
竹田 地域	量の見込み (必要利用定員数)		37	159 (70)	90	25	36	155 (68)	89	24		
	確保策	特定教育・ 保育施設	190	110	90	25	190	110	90	25		
		確認を受け ない幼稚園										
荻地 地域	量の見込み (必要利用定員数)		0	53	22	14	0	52	21	13		
	確保策	特定教育・ 保育施設	10	55	21	14	10	55	21	14		
		確認を受け ない幼稚園										
久住 地域	量の見込み (必要利用定員数)		0	76 (6)	33	15	0	75 (6)	31	16		
	確保策	特定教育・ 保育施設	10	81	39	15	10	81	39	15		
		確認を受け ない幼稚園										
直入 地域	量の見込み (必要利用定員数)		13	22	10	6	12	20	11	6		
	確保策	特定教育・ 保育施設	60	36	18	6	60	36	18	6		
		確認を受け ない幼稚園										
竹田 市全 域	量の見込み (必要利用定員数)		50	310 (76)	155	60	48	303 (74)	152	59		
	確保策	特定教育・ 保育施設	270	282	168	60	270	282	168	60		
		確認を受け ない幼稚園										

4 地域子ども・子育て支援事業の充実

新制度で地域子ども・子育て支援事業として位置付けられた事業については、区域を全市として事業ごとの見込量と確保策を定め充実を図ります。

地域支援事業の現状と課題

事業・給付内容	現状	課題等
利用者支援事業	未実施	事業のニーズの把握と検討を要する
地域子育て支援拠点事業	遊びや交流の場を提供し、育児不安を相談する場や仲間づくりを支援している	利用の推進を図るための周知及び自主的なネットワークの構築支援
妊婦健康診査事業	妊婦が各自で希望する医療機関で健診を受ける	健診受診の促進
乳児家庭全戸訪問事業	出生後の全戸訪問により、養育支援の必要や発育・発達の遅れの早期発見に努めている	訪問体制の充実
養育支援訪問事業	支援が必要と認められる家庭への相談・指導・助言等の支援を行っている	訪問・相談・支援体制の充実
子育て短期支援事業	未実施	市内に乳児院等がないため、事業の実施について検討を要する
ファミリー・サポート・センター事業	子どもを預かってほしい会員(登録会員)の依頼に手助けできる会員(子育てサポーター)を紹介している	会員の増・充実
一時預かり事業(2号認定幼稚園児対象一時預かり)	放課後の家庭での保育が困難な幼稚園児については市単独事業として放課後児童クラブを実施している	幼稚園における事業実施について検討を要する
一時預かり事業(1号認定幼稚園児対象一時預かり)	私立幼稚園において預かり保育として実施している	
一時預かり事業	一時的に必要とする保育のニーズに対応するため現在5ヵ所で実施している	受入れ人数、施設数拡充のための保育士の確保
延長保育事業	保護者の就労形態の変化や長時間勤務に伴い、現在4保育所(園)で開所時間を延長して実施している	保育士配置等に関する支援
病児・病後児保育事業	児童の病気により集団保育等が困難な場合の保育を実施する	安全な保育を提供するための体制整備と周知活動
放課後児童クラブ	放課後に適切な遊びや場を提供し健全育成を図るため現在11校区、12ヶ所で実施している	新制度基準への対応と実施していない小学校区の検討を要する
子どもを守る地域ネットワーク機能の強化事業	「要保護児童対策地域協議会」を中心として情報の共有と連携を図り児童虐待の予防、発見、防止等に取り組んでいる	協議会への情報の集約、連携の強化による切れ目のない支援の実施

1. 利用者支援事業

【事業の概要】

ニーズに応じ、適切な情報提供と関係機関との連絡調整を行い子育てサービスの円滑な利用を図るため、基本型は子ども及びその保護者等、または妊娠している方の個別相談に応じ、助言や支援等を行うもので、母子保健型は妊娠期から子育て期までの母子保健に関する支援を含めて、総合的に相談や支援を行い子育て世帯を包括的に支援します。

【量の見込みと確保策】（単位：箇所）

	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	0	1	1	1	1	1
確保策	—	—	1	1	1	1

【量の見込みの考え方と具体的対応策】

国は利用者支援事業の基本型については、3中学校区に1箇所程度を目標とし、最終的に2中学校区に1箇所の設置を目指しています。

竹田市では現在6中学校区がありますが、新たな利用者支援事業として母子保健型が示されたことから、利用者支援事業の提供体制や設置場所、実施形態等について検討を行い平成28年度からの実施を目指します。

■事業内容

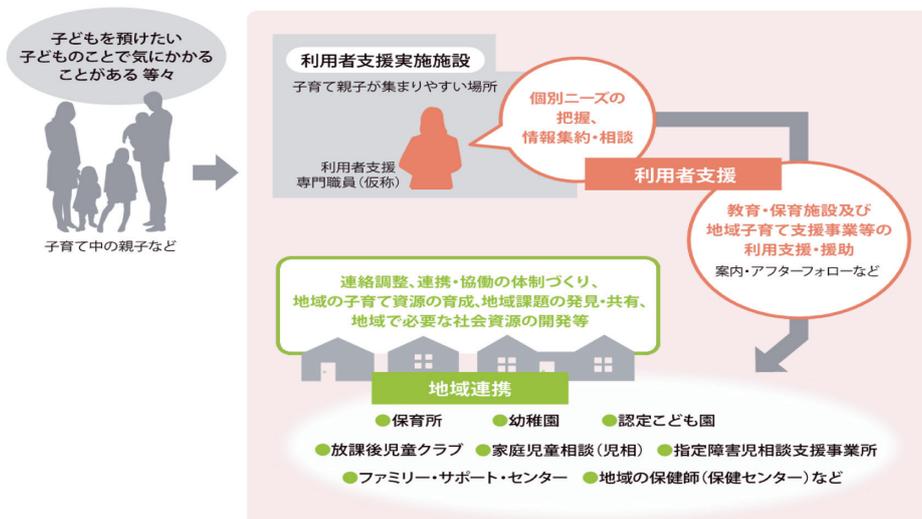
利用者支援事業とは、子ども及びその保護者等、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるようサポートする事業です。主な事業内容は次の2つになります。

利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」を行います。

地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域に必要な社会資源の開発等を行います。



2. 地域子育て支援拠点事業

【事業の概要】

小学校就学前の児童とその保護者が集まり、一緒に遊びながら交流するふれあいの場を提供するとともに、子育てに役立つ情報をお知らせするほか、子育てに関する悩み等の相談を行います。

【量の見込みと確保策】（単位：年間延べ人数）

	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	3,596	4,116	4,008	3,864	3,720	3,636
確保策	—	4,200	4,200	4,200	4,200	4,200

【量の見込みの考え方と具体的対応策】

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出した場合、現状の2施設で対応が可能と考えられます。今後は活動の充実、周知を図り、利用を促進します。



3. 妊婦健康診査事業

【事業の概要】

医療機関及び助産院において、妊婦健康診査受診票（14回）を使用し、健診（受診票に記載された項目）を受け、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な治療や保健指導に繋がります。

【量の見込み】（単位：延べ件数）

	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
全市	1,498	1,500	1,440	1,380	1,380	1,380

【量の見込みの考え方】

平成23年度から平成25年度の妊娠届出者数から妊婦数の見込みを推計し、妊婦一人あたりの健診回数を過去の平均から12回として、受診件数を算出しました。

【確保に向けての対応策】

県内の医療機関及び助産院(一部)は委託契約、県外の医療機関及び助産院は委託契約または償還払いによる公費負担を行い、経済的負担の軽減を図ります。また、妊婦健康診査受診票交付時に妊婦へのアンケートを実施し、適切な受診を勧奨する。医療機関等と連携し、適正な受診を推進します。



～健康一直線～

4. 乳児家庭全戸訪問事業

【事業の概要】

子育て家庭の孤立を防ぐため、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、親子の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する情報提供や助言を行い、特に支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスができるよう関係機関との連携を図ります。

【量の見込み】（単位：件数）

		H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
全市	対象件数	119	125	120	115	115	115
	実施件数	117	125	120	115	115	115

【量の見込みの考え方】

平成23年度から平成25年度の妊娠届出者数より対象件数、実施件数を推計しました。

【確保に向けての対応策】

未訪問者は、長期の里帰り、市外での居住や訪問同意が得られなかったという理由でした。支援が必要な家庭に、適切な支援を提供するため、関係機関と連携して状況把握及び継続的な支援に努めます。

5. 養育支援訪問事業

【事業の概要】

乳児家庭全戸訪問事業等により、養育について積極的に支援する必要があると判断される家庭に対して、保健師等の訪問による指導・助言または子育て経験者等による育児・家事の援助を行うことで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決を図ります。

【量の見込み】（単位：件数）

		H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
全市	世帯数	29	27	26	25	24	23
	訪問回数	82	81	78	75	72	69

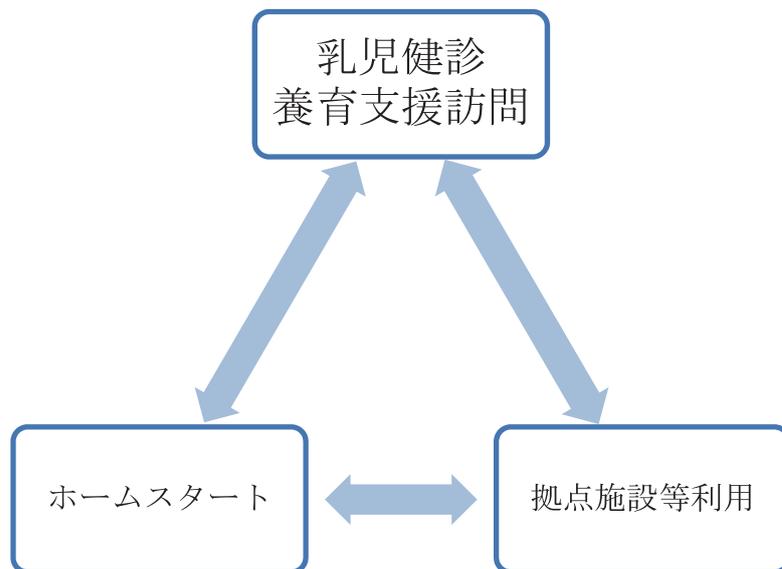
【量の見込みの考え方】

平成24年、25年度実施状況および関連事業との連携を考慮して量の見込みを推計する。実訪問世帯数に世帯当たりの平均訪問回数を3回として訪問回数を算出しました。

【確保に向けての対応策】

要保護児童対策地域協議会等との連携を強化し、適切な支援を継続的に提供する。支援者の研修、他のサービスとの調整を行い、支援内容の充実を図ります。

★家庭訪問型子育て支援事業～ホームスタート～との連携★



6. 子育て短期支援事業

【事業の概要】

- ◆ショートステイ：保護者が疾病、出産、育児不安等で家庭での養育が一時的に困難な場合、その児童を児童養護施設で短期的に預かります。
- ◆トワイライトステイ：上記にかかる平日の夜間や休日の対応を行います。

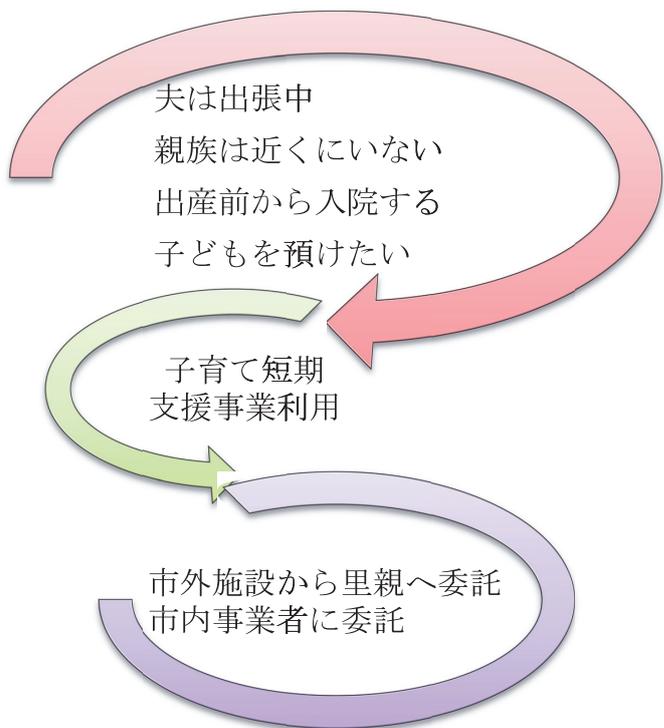
【量の見込みと確保策】（単位：人）

	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	0	5	5	5	5	5
確保策	—	5	5	5	5	5

【量の見込みの考え方と具体的対応策】

未実施事業のためアンケート調査ではニーズ量は算出されていませんが、過去の相談事例等をニーズと捉え、市内に短期の生活支援に対応可能施設等がないことから、市外業者への委託等を含めて検討し事業開始を目指します。

～事業イメージ～



7. ファミリー・サポート・センター事業

【事業の概要】

保育所や放課後児童クラブへの送迎を含めて、一時的に子どもを預かってほしい会員（利用登録会員 ゆめメイト）の依頼に応じて、育児の手助けができる会員（子育てサポーター ゆめパートナー）を紹介します。

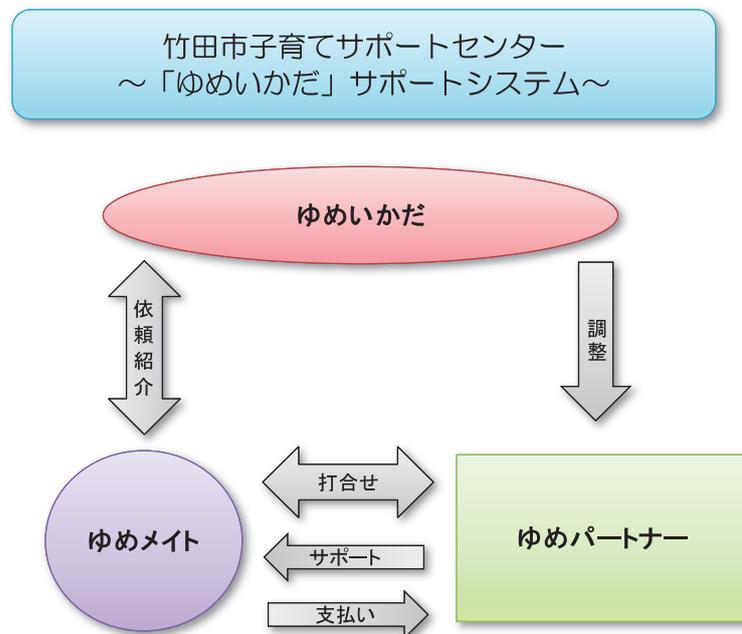
【量の見込みと確保策】（単位：人）

	H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	348	316	316	316	316	316
確保策		316	316	316	316	316

【量の見込みの考え方と具体的対応策】

平成25年度実績と平成26年度実績見込みの平均を算出し量の見込みとします。子育てサポーター養成講座の周知を図り、手助けできる会員を増やします。

また、必要なときに気軽に安心して利用できる体制整備と利用の促進を支援します。



8-1. 一時預かり事業（幼稚園型以外）

【事業の概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間、保育所等において、一時的に預かる事業を行います。

【量の見込みと確保策】（単位：人）

	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	877	1,495	1,460	1,415	1,361	1,335
確保策	—	950	1,100	1,250	1,370	1,370

【量の見込みの考え方と具体的確保策】

竹田市の就学前児童のおよそ78%が保育所等を利用していることから、アンケート調査結果から算出される利用意向日数を、保育所等を利用していないと推計される22%の児童数に乗じて、量の見込みを算出しました。必要なときに預入できる実施体制とするため現在5箇所で開催している一時預かり事業を平成28年度に1箇所を増すとともに、受入れ児童数を増やすことで平成31年度までに確保を図ると同時に需給実績を確認しながら計画の見直しを行います。

8-2. 一時預かり事業（幼稚園型）

【事業の概要】

認定こども園、幼稚園において教育時間の前後などに希望する者を対象とする預かり保育事業を行います。

【量の見込みと確保策】（単位：人）

	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	9,584	26,863	26,216	25,504	24,663	24,016
確保策		15,000	20,000	25,000	25,000	25,000

【量の見込みの考え方】

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、見込量を算出しました。平成25年度実績は市単独の幼稚園児の放課後児童クラブの実績値のため、私立幼稚園の利用者ニーズも含まれた見込量を確保するものとします。

確保にあたって、公立幼稚園については、国の一時預かり事業への検討を引き続き行いながら、その体制が整うまでは、現在と同様に、幼稚園に併設した拠点施設において市単独の放課後児童クラブと、私立幼稚園の預かり保育等の供給量と合わせて確保するものとします。

9. 延長保育事業

【事業の概要】

保護者の就労状況等により、保育所等で、通常の保育時間を延長して保育を行います。

【量の見込みと確保策】（単位：人）

	H25 実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	165	132	129	125	120	117
確保策		200	200	200	200	200

【量の見込みの考え方と具体的確保策】

アンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出した見込量は平成25年度実績の実人数よりも少なくなっていますが、雇用形態の変化による需要の増や認可外保育園の認定こども園への移行等を勘案し、4箇所で開催した平成25年度実績を基礎として、5箇所での実施による増を見込み確保するものとします。

10. 病児・病後児保育事業

【事業の概要（病児・病後児対応型）】

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育します。

【量の見込みと確保策】（単位：人）

	H26 見込	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	40	1,191	1,162	1,126	1,087	1,060
確保策		300	500	700	900	1,060

【量の見込みの考え方と具体的対応策】

平成26年度開設のためアンケート調査の結果から、国の「量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、算出した見込量について平成31年度を目途として確保することとし、実績に応じて受入れ数を増やししながら、施設の充実及び増について検討するものとします。

11. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業の概要】

保護者が就業等により昼間家庭に保護者がいない児童を対象に、授業が終わった後の遊び及び生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図ります。

【量の見込みと確保策】（単位：クラブ数、人数/1日あたり）

		H25実績	H27	H28	H29	H30	H31
見込量	クラブ数	10	12	12	12	12	12
	人数	270	350	350	350	350	350
確保策	クラブ数	—	12	12	12	12	12
	人数	—	350	350	350	350	350

【量の見込みの考え方と具体的対応策】

量の見込みは、平成26年度に増設となった2クラブの登録児童数と新制度において対象学年が広がることによる増加を考慮し、登録児童数の見込量を算出しました。各クラブの受け入れ児童数の増加を図るため、支援員の研修、施設基準の適合等を支援し必要量を確保するものとします。

★放課後・土曜学習支援事業（子ども教室）の事業目標等について★

【事業の概要】

学校・家庭・地域の教育の協働を推進する「協育」ネットワークの下で、放課後・土曜日等における子どもの活動を総合的かつ継続的に支援する体制を整備し、地域住民の参画を得て体験・交流・学習活動の機会を提供するため、市内小学校区全12校区において放課後子ども教室事業を実施、学習内容の充実により利用の促進を図り、参加児童数の増を目指します。

【目標値】（単位：校区数、年間登録者数）

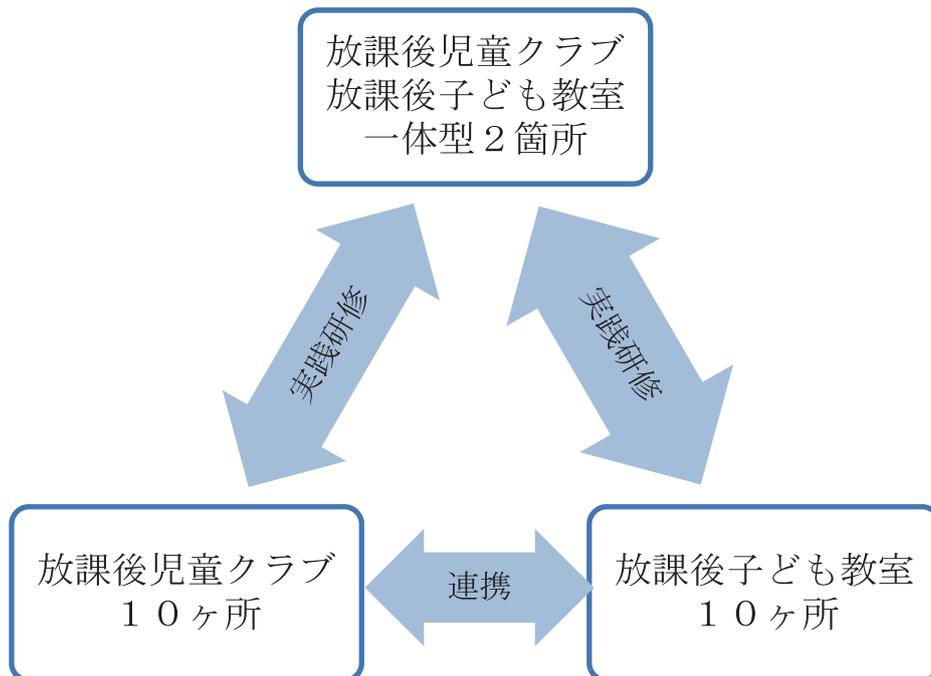
		H26見込	H27	H28	H29	H30	H31
目標値	校区数	12	12	12	12	12	12
	人数	432	430	430	430	430	430

【放課後子ども総合プランの取り組み】

国の「放課後子ども総合プラン」に沿って、「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の連携と一体性の確保を図るため、「放課後児童クラブ」のない小学校区や小規模校で「放課後子ども教室」と連携及び一体的提供を検討、推進します。

【目標値】

平成31年度・・・2箇所



5 産後の休業・育児休業後の施設の円滑な利用の確保

(1) 産後・育児休業者の現状

アンケート調査の結果から、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設を利用できるよう、途中で育児休業を切り上げるケースや、年度当初に申込をする状況が見られます。このため、年度途中で入所を希望しても保育予定者があり対応できないといった事例があり、保護者と保育所等の両方の課題となっています。

(2) 円滑な利用の提供に向けた確保策

0歳児については、女性の労働状況の変化や核家族化により、保育量の拡充が求められています。また、育児休業後の復帰による1歳児の保育量の確保も必要です。

竹田市においては、今後の児童数の増加が見込まれる状況ではありませんが、0歳児と1歳児についてはアンケート調査の結果、現状の利用数よりも高い一定のニーズが予測されます。

幼児教育・保育のニーズ量確保は民間と連携しながら展開していくべき子育て支援の重要な施策です。

しかし、0歳児と1歳児の受入れを増やすことは、民間事業者の経営効率による運営の安定の観点とは相反する面もありますので、公立保育所の役割や意義を確認しながら利用定員の設定を行います。利用を希望する保護者が、希望する時期から質の高い保育を利用できる環境を整えることを官民協働の目標とし、保育量の確保を図ります。

6 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県施策との連携

(1) 子どもの虐待防止対策の充実

竹田市においては、養育に問題を抱え、支援を必要とする家庭を早期に把握するため、民生児童委員や母子保健推進委員等をはじめとした地域住民との連携を強化し、子どもの虐待の発生予防を図るとともに、早期発見、早期対応に努めます。

また、児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく介入を求められるよう、これに先立ち、関係機関との連携を強化し、密接な情報の共有を図ります。

①関係機関との連携及び相談体制の強化

竹田市は子ども・子育てに関する切れ目のない相談体制確立のため、家庭児童相談室を要として、行政、保育・教育施設及びその他関係機関と連携して、子どもに関わる相談に対応しています。これら相談体制により、子どもの問題、家庭の問題の解消を目指し、安定した家庭で育ち、安心して社会生活を送ることができるよう環境整備に努めています。

また、子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、支援に直結する相談体制のもと関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、子育て世帯への支援を行う必要があり、大分県中央児童相談所をはじめとした行政機関、竹田市医師会等有識者、子育てに関わる施設代表者等多数の参画を得て組織している「竹田市要保護児童対策地域協議会」の一層の取組の強化が求められます。

「竹田市要保護児童対策地域協議会」では、代表者会議、実務者会議、ケース会議を開催し、情報の共有と連携を図っています。子どもの虐待の事例の検討をはじめ、要保護・要支援児等に組織的に対応するため、関係機関の専門性を有する職員と連携を図り、大分県等が実施する講習会等への参加や、児童虐待による重大事例の検証を行う等を通じた調整機関職員のスキルアップに努め、体制の強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護などの実施が適当と判断した場合や児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所などへの通知を行うほか、適切に援助を求めつつ、相互協力と連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

子どもの虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等への速やかかつ適切な支援につなげるようにします。

また、児童福祉、母子保健の担当部局が日頃から緊密な連携を図るとともに、医療機関とも効果的な情報の提供及び共有を行い、地域住民や児童委員と連携し児童虐待の防止に努めます。

③社会的養護施策との連携

子育て支援のうち、社会的養護施策の推進については、児童相談所と連携し児童養護施設や里親等の子育て支援の活用を図ります。また、里親や児童養護施設等で子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等、地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や支援につながる広報・啓発等、大分県との連携により、地域のなかで社会的養護が行えるような支援体制を整備していく必要があります。

また、母子生活支援施設については、母子が一緒に生活しつつ母と子の関係に着目した支援を受けることができることから、大分県こども・女性相談支援センター等の関係機関と連携し、母子の自立に向けた必要な支援を行います。

（2）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援は、母子・父子自立支援員の専門性向上による支援体制の強化を図り、幼児教育・保育の利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するほか、母子、父子及び寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して大分県が実施するひとり親家庭支援事業の充実を図り、子育て・生活支援策、就業支援策、経済的支援策を柱として総合的な自立支援を推進します。

(3) 障がい児施策の充実等

障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見並びに治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診並びに学校における健康診査等の実施を推進することが必要です。また、障がい等により支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、育成医療費の給付のほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の適切な提供が必要です。

保健、医療、福祉、教育等の各種施策の連携により、在宅支援の充実、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、児童発達支援センター等による地域支援・専門的支援の強化や保育所等訪問支援の活用を通じて、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実が必要です。

さらに、自閉スペクトラム症、学習症（LD）、注意欠如・多動症（ADHD）等の神経発達症のある子どもには、その状態に応じて、可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立して社会参加するために必要な力を養うため、教諭や保育士など子どもを支援する職員の知識の習得や資質向上を図る必要があります。

そして、保護者が子どもの障がいを特性として受容できるよう、早期に適切な相談が受けられる体制整備を図るとともに、地域の理解が得られ家族が孤立することなく子育てを行えるよう、社会的理解を促す啓発活動の推進が重要です。

保育・教育施設等においては、円滑な支援の提供のため、受入れ環境及び体制を整えるとともに、受入れに当たっては、保護者、行政、保育・教育施設等の関係者と必要な支援等について共通理解を深めるため、十分な情報共有と合意形成を図ることが求められます。

7 労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。仕事と生活の調和、いわゆるワーク・ライフ・バランスの実現のため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組む必要があります。また、企業等民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発をしていく必要があると考えます。

(1) 働きやすい職場環境の整備

教育・保育の施設給付や地域子ども・子育て支援事業の充実等を通じて、市民一人ひとりがワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。

(2) 育児休業等制度の周知

企業等民間団体への制度の周知や行政機関においても育児休業等を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発

誰もが働きやすい労働環境の改善に向けた各種啓発、情報提供に努めます。あわせて、子育て期間中を含めた男女双方の働き方の見直しについて問題提起していきます。

An orange oval with a white border and a slight drop shadow, centered on the page.

第5章
施策の展開

【基本方針】 1 子どもの人権を守る

【施策目標】 ①人権侵害の予防と早期発見

②すべての子どもの人権が守られる

【現状と課題】

子どもの虐待やいじめに起因した事件や自死等、心痛む報道が、繰り返されています。

竹田市においても虐待やいじめ等で子どもの人権が守られない事例があります。これらの解消のためには、憲法のもとで保障されている人権は普遍のものであるという意識の啓発と、他者の人権を尊重し、自分の尊厳を守り、人権が損なわれる事象を看過しない体制が求められます。

また、相談体制の充実と関係機関の連携による、虐待やいじめ等を受けた子どもたちの心身のケアと、家庭へのきめ細かな支援、再発防止に向けた継続的かつ総合的な支援が必要です。

【施策目標ごとの取組】

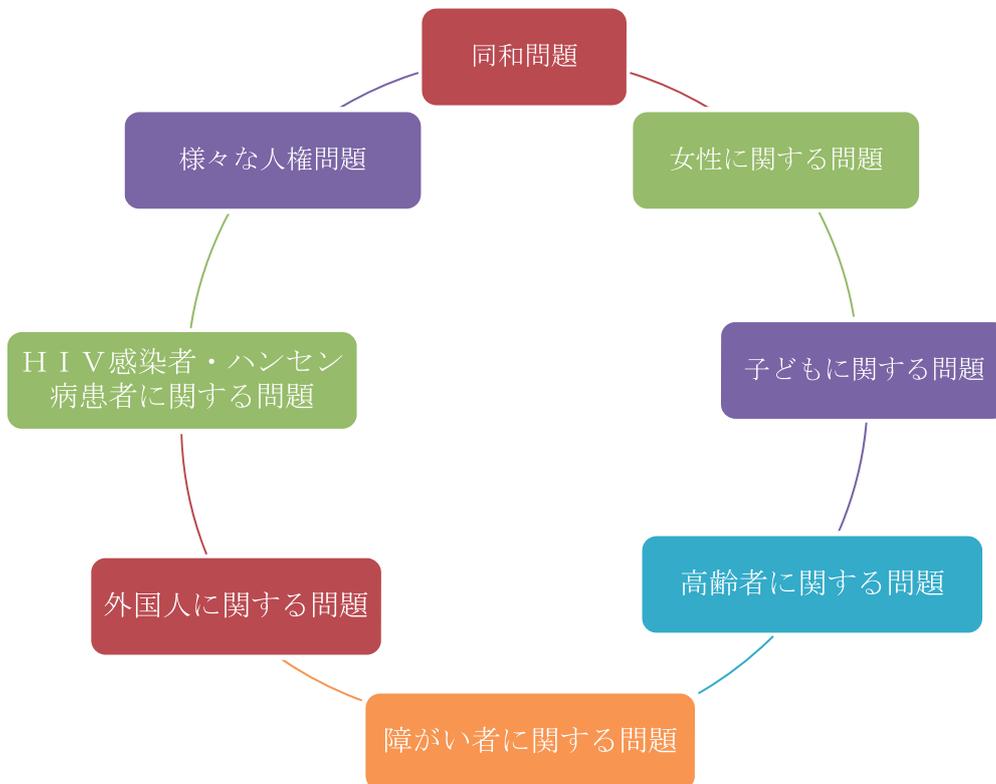
施策目標 ①人権侵害の予防と早期発見

1. 保護者や保育・教育施設の職員が「子どもの人権」について理解を深めると同時に、自身の人権意識を再確認するため、人権教育への積極的参加を促します。また地域での人権意識の啓発活動を推進し、人権侵害の予防と早期発見に努めます。
2. 子ども自らが、人権について学び、すべての命の尊厳、人権は誰もが平等に生まれながらに持っているものとの認識を深めるため、人権教育に取り組みます。
3. 人権意識の定着は、幼少期からの経験や学びが重要であることから昨年度から保育の現場での人権アニメの視聴等年齢に応じた取り組みを行っています。感性豊かな子どもたちから、素直な感想も届いており、今後も継続し対象施設の拡大を図ります。
4. 学校におけるいじめは、人権侵害であり、教育の権利を奪うものであるとの認識のもと、「竹田市いじめ防止基本方針」に沿って相談体制の強化と他機関との適切な連携を図ります。

施策目標 ②すべての子どもの人権が守られる

1. さまざまな問題を抱える家庭や子どもを含めて、生命の大切さは平等であることが理解される環境整備のため、全市民を対象とした「人権を守る市民の集い」や地域ごとの人権講演会を開催するとともに、啓発パンフレットの配布等に努め、人権問題の重要課題の周知と市民全体の人権意識の高揚を図ります。

【人権問題8課題】



【基本方針】 2 家族とのふれあいがある

- ### 【施策目標】 ①子育ての第一義的責任を自覚する
- ### ②家族の愛情を感じられる

【現状と課題】

核家族化による子育ての孤立や、就労形態の多様化、IT機器の普及による対人関係の変化により、家族や地域とのふれあいや関わりが希薄化しています。子どもが、成長の過程で、暖かな家族の団らんや、地域との関わりによる社会規範を学ぶことは、健やかな育ちのために重要なことです。地域コミュニティを活性化し、地域全体で子育てを支えることで、子育ての悩みや不安を解消し、保護者が子育てを楽しみ、子どもと十分にふれあうことのできる環境が求められます。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①子育ての第1義務的責任を自覚する

1. 地域拠点事業等子育て支援事業の周知と充実を図り、子育ての悩みや不安を気軽に相談できる仲間づくりを推進するとともに、子育てに関する情報を網羅したパンフレット等を作成し、情報提供を図ります。
2. 保護者が、子どもに対して自然で深い愛情を感じられ、妊娠初期から子育ての喜びを実感し、過大な不安を持たないように、プレママ・プレパパスクール等への参加を促し、知識の習得と男性の育児参加を推進します。
3. 子育てにおいて地域住民の支えを受けながら、保護者自身が成長できるよう支援体制を整備し、その利用を促進します。

施策目標 ②家族の愛情を感じられる

1. 関係機関と連携し、親子参加型イベントや、保育・教育施設で実施する各種行事への参加を促し、親も子どもともに楽しむこと、協力することの大切さを啓発します。
2. 家庭内でのコミュニケーションを図り、家族の絆を深めることができるよう、「家族の日」や「家族の週間」の周知、啓発に努めます。

【基本方針】3 ふるさとを愛し、感動を体験する場がある

【施策目標】①地域について学びふるさとを知る ②世代間交流を図り、文化を学ぶ

【現状と課題】

竹田市は、緑豊かな、「祖母・傾」や「くじゅう連山」に囲まれ、棚田等の田園風景が広がり、良質で豊富な水資源を持つ、まさしく「山紫水明」のまちです。

また、岡城跡や白水の滝等の史跡や文化財、神楽や獅子舞等の無形文化財が数多く受け継がれています。自然や歴史、文化等の素晴らしい宝を次代へ継承していくことは私たちの責務です。子どもたちが、ふるさとを知り、愛する心を育むためには、さまざまな地域行事への参加や、教育の機会を促進する必要があります。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①地域について学びふるさとを知る

1. 教育の一環として地域学に取組み、歴史遺産や文化が先人から受け継がれた大切な宝であることを学び、ふるさとがあることの喜びや感動を体験する場を設けます。
2. 住民を対象とした地域学講座等を開催し、地域学の先生となる人材の発掘、育成に努めます。

施策目標 ②世代間交流を図り、文化を学ぶ

1. 世代間交流を図り、親子がともに、地域文化を体験し、先人の知恵を学び、感動を共有することができるよう、地域ごとの特色ある行事等への参加を推進します。



【基本方針】 4 思春期を考える

- 【施策目標】 ①思春期の子育てについて学ぶことができる
②生について学び性差を理解する

【現状と課題】

思春期を迎えた子どもは親への依存から自立への境界を迎えます。飲酒や喫煙に興味を感じたり、性差による不安や違和感を感じることがあります。また、不登校や家庭内暴力、摂食障害等が思春期に発生し、問題を抱えることもあります。さらに、氾濫する性情報や、出会い系ネットサイトの利用による被害は、年々増加し、低年齢化しています。子どもの心身が損なわれることのないよう、正しく「生」を理解し、「性」を学び、正しい知識により、氾濫する情報に惑わされることのない判断力を育むことが求められます。

家庭、学校、地域が一体となり、子どもたちが悩み、孤独を感じることのない体制づくりと適切な指導が必要です。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①思春期の子育てについて学ぶことができる

1. 保護者が正しい知識を持ち、子どもの悩みを受け止め、解決へ導くことができるよう思春期の特性等について学ぶ機会や情報の提供を行います。
2. 情報や情報機器の利用法や使用に伴う危険性等周知し、家庭や学校等で親子が一緒に学ぶ機会を設けます。

施策目標 ②生について学び性差を理解する

1. 家庭で、親が、子どもの誕生について率直に話し、その喜びを伝えたり、「生」について学ぶことにより、「性」を理解し、性差に対して、自然な思いやりや優しさを理解し、異性への思いやりを持ち、自分の生命の神秘と大切さを理解できる取組みを推進します。
2. 子ども自身が、思春期を迎えた戸惑いや、性の悩みを隠すことなく相談できる体制整備を目指します。

【基本方針】5 安心して保育・教育を受けられる

【施策目標】①幼児教育・保育の一体的提供を図る

②すこやかに育ち学べる環境づくり

③子育て世帯への経済的支援を図る

【現状と課題】

計画策定に向けて実施したアンケート調査では、子育て支援の充実や保育・教育環境の整備や規模の適正化、職員の資質向上に対する意見が寄せられています。就学前の児童が、安心して保育や幼児教育を受けられる体制づくり、幼児教育と保育の一体的な提供は、学校教育への接続をスムーズにするものでもあります。

また、保育、教育環境や子育ての場を適切に整備し、安心・安全な子育て環境の整備を図ります。保育料や教育費の負担や今後の教育費用のための貯蓄は、子育て世帯の家計の中でも大きな割合をしめています。経済的支援による、保育料、教育費の負担軽減を図り、子育てしやすい環境を整備し、少子化からの転換を図るとともに、保育や教育の機会が経済的事情で左右されることのない支援体制が求められます。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①幼児教育・保育の一体的提供を図る

1. 幼児教育・保育の一体的提供を図るため、保育所からの移行の支援や認可外保育園の認可による「認定こども園」の設置と特定教育・保育施設の連携、情報交換を推進します。
2. 幼稚園教育要領、保育所保育指針に基づく適切、かつ地域の特色ある幼児教育・保育を提供し、保護者や児童が幼児教育や保育を必要に応じて選択できる環境整備を、推進します。

施策目標 ②すこやかに育ち学べる環境づくり

1. 就学前のすべての子どもが質の高い就学前教育・保育を受けられるよう施設職員の資質向上への取り組みを推進します。

2. 新制度において、保育士処遇改善費、チーム保育加算費等、保育の質の改善を目的として公定価格に含まれる経費や加算される経費が、目的に即した経費として活用されていることを、社会福祉法人監査等で確認し、保育士の人材確保の充実を図ります。
3. 集団生活の中で子どもが、自主性を持ち、考え、判断し行動することや社会性を育むことができる、保育・教育施設づくりに、PTAや地域住民とともに取り組みます。
4. 教育・保育施設で提供される給食は、子どもの栄養と食育の観点から、地産地消を重視した安全な食材による、季節や地域を感じられるメニュー作りの取り組みを推進します。
5. 不登校やいじめ等で教育の権利が奪われることがないよう、「不登校対策プラン」に基づき、不登校対策コーディネーターやスクールカウンセラーとの連携を図り、早期発見、早期支援、発生防止に取り組みます。
6. 学力・体力の向上のため、教育内容の充実と指導力の向上を図ります。
7. 保育・教育を安心して受けることができる環境づくりのため、保育施設と教育施設を「子育て最前線 地域ネットワーク」の拠点と位置づけ連携と情報交換を図り、家庭や保育・教育施設、地域の連携を図る仕組みづくりを推進します。

施策目標 ③子育て世帯への経済的支援を図る

1. 児童手当の支給や子ども医療等の助成制度を実施し、子育て世帯の負担軽減を図ります。
2. 保育料については、現在実施している、国の徴収基準額に対する助成による負担軽減や多子軽減を引き続き実施するとともに、就学前児童の教育・保育施設の利用料を平準化する支援策の実施を検討します。
3. 予防接種の無料化等、子育てに関わる費用負担の軽減を図ります。
4. 市内の企業や団体に協賛を求め、子育て世帯の経済的負担軽減を図る応援事業の推進を図り、子育て世帯の家計を地域で応援します。

【基本方針】 6 子育てへの支援がある

【施策目標】 ①地域における子育て支援を推進する ②子育て支援の総合的提供を図る

【現状と課題】

人口の減少や少子化により、地域の中で、子ども同士で遊ぶ場や、子どもと大人が触れ合う場が少なくなっています。近隣での関わりも希薄化し、地域全体で「学び」や「育ち」を支えることが難しい状況もあり、家庭教育力の低下が懸念されています。最近では、子育てを考える場の提供や子育ての助け合い等の支援も公的な事業として取り組まれています。

竹田市においても2箇所の子育て拠点施設を設置し、子育てひろばや、ファミリー・サポート・センター、ホームスタート等の事業に取り組んでいます。一時預りや延長保育等については保育施設で、放課後児童健全育成事業、放課後こども教室等は小学校区で実施しています。これらの事業は地域力、マンパワーに委ねられており、その確保が課題となっています。

新制度では上記を含む事業が地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、質の改善や充実が求められています。

平成25年度に実施したアンケート調査から、子育て支援事業の周知の不足と、利用者而非利用者の事業への理解度の違いがあることが明らかとなりました。子育てにおける困りを、地域で解決できる仕組みづくりのため、利用者支援及び利用に関する相談体制の充実及びその広報を同時に図り、利用を促進する必要があります。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①地域における子育て支援を推進する

1. 国の「放課後こども総合プラン」に沿って、児童の安心、安全な居場所の確保を図るため、学校の余裕教室の活用による放課後児童クラブと放課後こども教室の一体的提供や拡充を図ります。
2. 子育て拠点施設やファミリー・サポート・センターの提供体制の充実と相談体制の強化を図り、広報を推進し、子育てを孤立させない支援体制の構築を目指します。
3. 地域の子育てを支える子育てサポーターの育成を図るため、県と連携し、研修の受講等を推進します。

施策目標 ②子育て支援の総合的提供を図る

1. 子育て家庭を対象とする各事業が、施策ごと、事業ごとの点の体制から、年齢や状況の変化に応じて的確な支援事業をつなぎ、支援が線となる体制作りを図ります。
2. 相談体制の充実を図り、子どもや家庭の抱える問題の一元的把握に努め、支援を適切に提供するため、関係機関の職員等の研修への参加を促進しスキルアップを図ります。
3. 経済的な問題が、子どもや家庭の問題の根底となっているケースが多く、就労支援、経済的支援、子育て支援を併用し総合的支援を推進します。
4. 保育所や幼稚園、小学校等と連携し、地域全体で子育てについて学習する機会を提供し、家庭教育の推進に努めます。



【基本方針】7 要保護児童や家庭への支援がある

【施策目標】①配慮を要する子どもや家庭を支援する

【現状と課題】

国は次世代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、子育てしやすい環境整備に向け、次世代育成支援対策推進法の延長に先駆けて母子及び寡婦福祉法及び児童扶養手当法の改正を行い、ひとり親家庭等への支援の充実と拡充を図ることとしました。

また、子どもの貧困対策に関する大綱が閣議決定され、貧困対策を総合的に推進することとしました。

竹田市では要保護児童地域対策協議会の設置及び家庭相談員、子育て支援相談員の配置を行い相談体制の強化を図り、毎月ケース進行管理会議を開催することで関係機関と情報を共有し、連携した支援体制の構築を図っています。

また、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等に対する、自立支援及び相談体制の充実に努めています。児童虐待や不登校等の根底に家庭の貧困が影響している事例や虐待された児童が親となり、児童を虐待する事例、子育てと仕事の両立のため、非正規職員として働くひとり親家庭等の貧困、親の疾患等による家庭での養育力の不足等、さまざまな問題が複雑に絡み合う事例が多く見受けられます。充実と拡充が求められるひとり親への支援、貧困の連鎖を断ち切るための支援、障がいを持つ子どもや親への支援等の総合的な支援体制の構築が必要です。

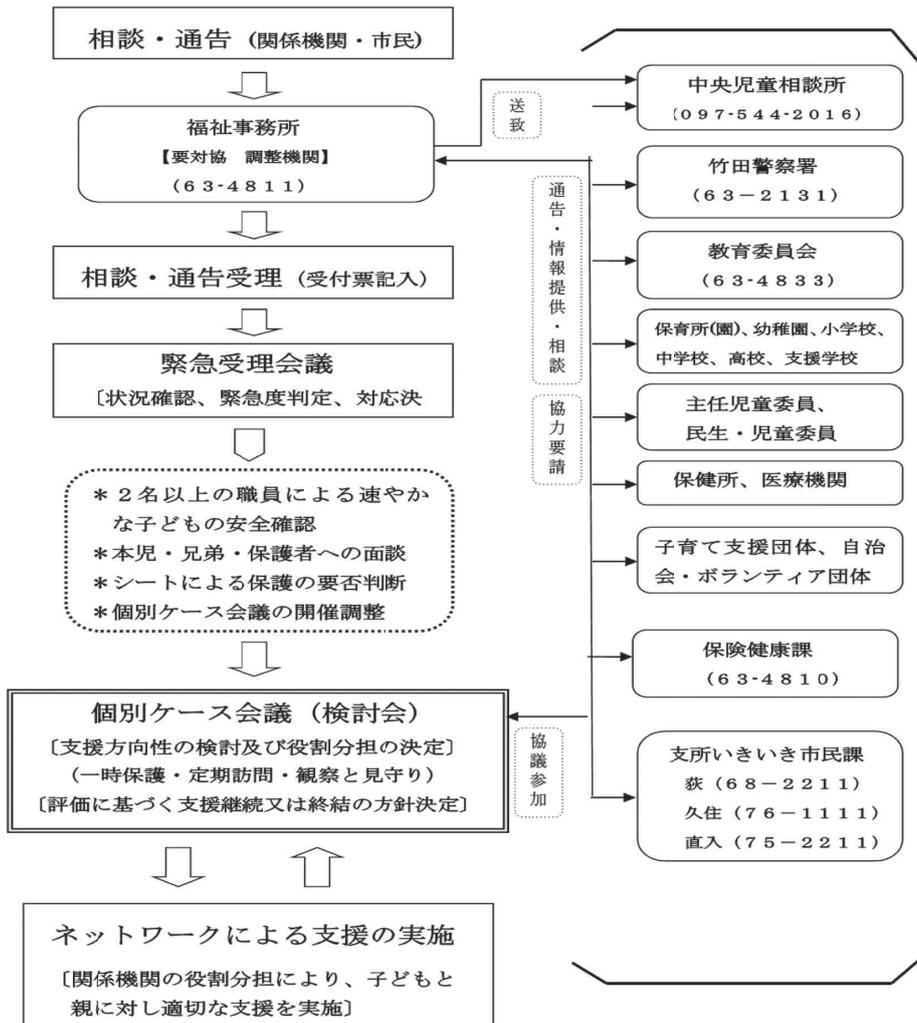
【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①配慮を要する子どもや家庭を支援する

1. ひとり親家庭等のニーズに配慮した各事業の優先利用や、利用料の負担軽減等の施策を検討します。
2. 一時的な生活支援や子育て支援及び自立に向けた生活支援や子育て支援等を適切な情報提供と利用を推進します。
3. 児童扶養手当の適正な給付と自立支援教育訓練給付金等の給付による職業訓練資格取得等を支援し、就労自立を促進します。

4. ひとり親家庭等の子育てに関する悩みや不安、親自身の悩みや不安に柔軟に対応できる総合的な相談体制の整備と、専門的知識の習得等体制の強化を図ります。
5. 保育所や幼稚園、学校等、子どもに関わる機関と行政の連携を強化し、発達に課題のある子どもへ早期に適切に関わる体制整備を図ります。
6. 障がいのある子どもの日中の活動の場を確保し、家族が休息や外出ができる体制を整えます。
7. 障がいのある子どもが自立できるよう、学習の場や社会性を習得する場の確保を図るとともに就労支援を図ります。
8. 障がいのある親の相談体制の整備と、子育て支援策等の情報提供の充実を図り日常や社会生活での自立を支援します。

児童虐待相談対応マニュアルフロー図



【基本方針】 8 子育てしながら仕事が続けられる

【施策目標】 ①仕事と子育ての両立を推進する

②子育てしやすい職場環境づくりを支援する

【現状と課題】

就労時間や就労形態の多様化と社会環境の変化により、子育てへの援助を公的サービスに求める家庭が増えています。男女共同参画や女性労働者の労働環境整備のため、産前産後休暇や育児休業の制度は充実されてきましたが、家事や育児が主に女性が行うものという意識や、育児休業取得率の男女差等は依然として大きい社会状況です。

また、出産や育児に関する休暇制度も、すべての労働者に保障されている状況ではなく、特に非正規労働者については、退職を余儀なくされる事例もあります。

国は、女性が輝く日本、女性の労働力の活用を目指し待機児童の解消、女性の役員登用率の向上、再就職・職場復帰の支援等を始めています。女性が働きやすい職場は男性にとっても働きやすい職場です。性別にかかわらず、子育てと仕事の両立が図られる雇用環境、職場環境の整備に努め、それぞれの家庭環境、ニーズに応じた雇用が保障され、いきいきと働き、子育てを楽しむことができる社会の実現が求められます。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①仕事と子育ての両立を推進する

1. 国や県、関係機関と連携し、企業に出産や育児に関する休暇制度や社会保障の周知を図り、利用を促進します。
2. 性別にとらわれることのない、それぞれの家庭に応じたワーク・ライフ・バランスを支援する意識、男性が育児に関わることを当然と感じる意識の醸成に努めます。

施策目標 ②子育てしやすい職場環境づくりを支援する

1. 子育てしやすい職場環境整備について事業者への意識啓発に努めます。
2. 国や県、関係機関と連携し企業に対して子育てと仕事を両立させるための制度の導入による、助成金支給制度等の周知と利用促進を図ります。

【基本方針】 9 心身の健康保持、増進ができる

【施策目標】 ①命の芽生えから出産までを支援する

②心身の健やかな発育を支援する

③健全で豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する

④安心して医療が受けられる体制づくりを推進する

【現状と課題】

核家族化や共働き世帯、一人親世帯の増加といった家族形態の多様化等に伴い、出産・子育ての環境が変化し価値観の多様化が進む中、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、豊かな愛情を育み、あたたかい家庭を築いていけるよう、ライフサイクルを通じて保健・福祉・医療・教育等の幅広く切れ目のない支援が必要となっています。

保健分野においては、不妊・不育症の夫婦への支援、安心して予防接種・乳幼児健診・医療を受けられる体制づくり、子どもたちがその能力を最大限に活かして健やかに成長していくための支援や環境づくりが必要です。

また、子どもたちを取り巻く食環境の変化に対し、食育の推進により、健康づくりの基本ともいえる食生活を健全で豊かなものにしていくための取り組みが必要です。

なお、生涯にわたって健全で豊かな食生活を営む上で必要な乳幼児期からの歯科保健については、1歳6か月児から3歳児までの間のむし歯の増加が課題となっており、むし歯予防についての普及啓発や環境づくりが必要となっています。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①命の芽生えから乳幼児期までの発育、発達を支援する

1. 結婚・妊娠・出産等のライフプランを決定する上で必要な情報を提供することにより、健康的なライフサイクルを送ることができるよう支援します。
2. 妊娠や出産について女性や配偶者、家族がいつでも気軽に相談できる体制整備を図ります。
3. 各種助成事業の活用を推進し、妊娠や出産にかかる経済的負担の軽減を図ります。

施策目標 ②心身の健やかな発育を支援する

1. 母子保健推進員と連携し、妊娠・出産・子育てに関する情報提供を行うとともに、子育て家庭の孤立化を防ぎ、保護者の不安軽減に努めます。
2. 乳幼児健診や歯科検診、各種相談を通じて乳幼児の健やかな心身の成長・発達を促し、健康の保持増進を図ります。
 - 予防接種の重要性等について正しい情報を提供し、接種勧奨に努めます。
 - 歯の大切さやフッ化物応用等について正しい情報を提供し、むし歯予防のための環境づくりを推進します。
3. 健康診査未受診児等については、関係機関と連携し、受診勧奨・状況把握を行い、子育てについて悩む保護者への支援や児童虐待の早期発見につなげます。
4. 医療・保健・福祉・教育などの関係機関と連携し、子どもの疾病や障がいに対する気づきから受容、療育、就学まで、成長・発達に応じた切れ目ない適切な支援の提供に努めます。

施策目標 ③健全で豊かな食生活を実践できるよう食育を推進する

1. 「竹田市食育推進計画」に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携して食育の推進を図ります。

施策目標 ④安心して医療が受けられる体制づくりを推進する

1. 平成21年11月開設以降、地域小児医療の拠点となっている「竹田市立こども診療所」について、竹田市医師会や関係機関との連携により、今後も地域医療の充実・整備に努めます。
2. 日頃からの安心感につながる「かかりつけ医」を決めておくことを推進するとともに、夜間の救急相談窓口や万一来に備えた応急処置の啓発に努めます。

【基本方針】 10 子どもの安全が確保され、安心してすごせる

- 【施策目標】
- ①子どもが安全に過ごせる環境を整備する
 - ②社会や地域全体で子育てを支援する体制を整備する
 - ③子どもを事故や犯罪から守る取組

【現状と課題】

保育施設や教育施設において、子どもの安全が確保されることが当然のことであった時代から、複雑な社会情勢を反映した事件や、利便性追求による事故や犯罪の発生から、子どもたちを守ることが必要な現代へと変わってきました。学校で起きた事件や、通園、通学途中での事故、携帯電話等のIT機器、メディア機器の普及により、子どもが犯罪に巻き込まれるケースや、子どもの心身の成長や発達への影響も危惧されています。

また、公共施設等のバリアフリー化、子育て中の世帯がオムツ替えや授乳等が気軽にでき、外出しやすい施設整備も必要です。さらに、子どもを事故や事件、犯罪から守るため、安心して過ごせる地域での見守りや支援体制の仕組みづくりが求められています。

【施策目標ごとの取組】

施策目標 ①子どもが安全に過ごせる環境を整備する

1. 道路や公共施設等の整備及び改修については、ベビーカーや乳幼児の通行の妨げになる段差の解消やバリアフリー化、授乳やオムツ替えスペース等の確保に努めます。
2. 交通事故等の発生防止のため、ドライバーの安全運転意識の啓発や、チャイルドシートの正しい使用の啓発を図ります。
3. 保育施設や教育施設における事故等の防止のため、子どもの安全の視点から施設を点検し、安全性の向上に努めます。
4. 防犯灯の設置や通学路の安全確保を図り、犯罪の発生防止を図ります。

施策目標 ②社会や地域全体で子どもを守る体制を整備する

1. 警察等と連携した地域防犯パトロール隊による見守り活動等を支援し、地域における子どもの安全を図ります。
2. 地域住民が子どもの安全を守る目となることや、不審者の発見、子どもの安全を脅かす状況を、関係機関に通報する等の適切な対応について学ぶ場を提供し、防犯意識の向上を図ります。

施策目標 ③子どもを事故や犯罪から守る取組

1. ヘルメットの着用や交通規範の理解等、子どもが自らを守るための、正しい知識の習得のため、関係機関と連携し、年齢に応じた交通安全教室等を開催し意識啓発に努めます。
2. 不審者や突発的な事故等に対する対処方法と、困った時に助けを求めることができる「地域安全連絡所」や「地域防犯パトロール隊」についての周知と連携を推進し、子どもの安全を図ります。
3. 携帯電話やインターネット等の普及による、有害情報から子どもを守り、健全な心身の成長を阻害することがないように、IT機器利用の利便性と危険性についての知識や方法を周知し、家庭でのルール作り等を支援します。



(竹田中学校キャラクター「もーにん」)



(資料：内閣府「子ども・子育て支援新制度」シンボルマーク)

第6章

目標事業量及び計画の 点検・推進体制

1 事業計画における目標数値一覧

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「支援計画」と次世代育成支援対策法に基づく「行動計画」を一体的に策定したものです。

子育て支援のさらなる充実を図るため、行動計画を踏襲した10項目の基本方針を掲げ、さまざまな視点からの施策目標を定め、子育て支援の充実を図ります。着実な施策の推進により、子育て支援の充実が図られることで、子育てにおける満足度の向上を目指します。

計画全体の進捗状況を評価するため、個別の「事業レベル進捗状況」（アウトプット※）に加え、「子育て支援に対する評価状況」（アウトカム※）を設定し、子育て支援施策の統一目標と位置付け、指標と数値目標を掲げ、進捗状況の点検、評価を実施します。

※アウトプットとは・・・「事業実施に直接関連する仕事量の指標」

※アウトカムとは・・・「施策や事業の成果に関する効果や満足度の指標」

また、「竹田市すこやか行動計画」においても施策ごと、事業ごとの指標と目標値を定め取り組んでまいりました。

本計画策定に向け、昨年度実施したアンケート調査から、行動計画の目標に到達できなかった原因については、情報提供の不足と、地域コミュニティの希薄化、ニーズの多様化が大きな要因であると分析されますので、本計画の遂行には、的確に適時に情報を提供すること、進捗状況、計画に対する意見やニーズを速やかに把握することが担保されなければなりません。

「竹田市すこやか行動計画」を踏襲し、指標を設定するにあたり、施策レベルの指標については、児童や家庭の状況、成長に合わせた子育ての支援の輪とするため、行動計画から引き続き指標としたものと、社会情勢やニーズの変化に伴い新たに掲げた指標を施策の統一指標とし、基本方針に沿って事業レベルの指標を定め、計画の遂行を図ります。

(1) 施策レベルの評価指標と目標(アウトカム)

統一指標と目標値(アウトカム)

指標	現状(平成25年)	目標(平成31年)	
子育てが地域の人に(もしくは社会に)支えられていると感じる。	就学前児童保護者	65.0%	75.0%
	就学児保護者	72.6%	
希望した時期や時間に保育サービスが利用できる。	就学前児童保護者	78.8%	85.0%
	就学児保護者	—	
妊娠期から出産までの期間に満足感・充実感を感じる。	就学前児童保護者	86.6%	90.0%
	就学児保護者	83.9%	
父親と母親の子育てに関する役割分担は同等と感じる。	就学前児童母親	48.4%	60.0%
	就学前児童父親	50.5%	
	就学児母親	55.6%	
	就学児父親	46.5%	
居住地域における子育て環境や支援に対し満足している。	就学前児童保護者	27.9%	50.0%
	就学児保護者	29.1%	
この地域で子育てしたいと思う親の割合	4か月児健診	—	H27年度乳幼児健診で実態把握。H31年度までに割合の増加を目指す。
	1歳6か月児健診	—	
	3歳児健診	—	

(2) 事業レベルの評価指標と目標(アウトプット)

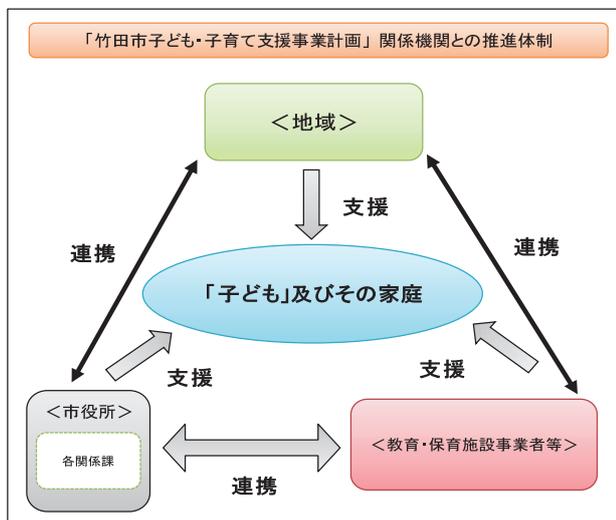
事業レベルの評価指標と目標(アウトプット)

基本方針	指標	現状(平成25年)	目標(平成31年)
基本方針1 子どもの人権を守る	身近な場所で人権について学ぶことができる地域講演会等を開催する。	4箇所	6箇所
	年齢に応じた人権教育の充実を図る。	一部実施	全部実施
基本方針2 家族とのふれあいがある	ゆったりとした気分で子どもと過ごすことができる時間がある。	50.5%	70.0%
	「食育」について周知し、食事を家族団らんの時間として楽しむことが出来る。	88.8%	100%
基本方針3 ふるさとを愛し、感動を体験する場がある	地域の特色ある行事への参加や世代間交流を図る事業に積極的に参加する。	実施	参加者の増
基本方針4 思春期を考える	保護者や児童が思春期について学ぶことができる。	実施	実施施設の増
	保護者と児童がともに性について学び、家庭で生について自然な会話ができる。	—	取り組みの推進
基本方針5 安心して保育・教育を受けられる	いじめ・不登校等の相談体制の充実を図る。	75.0%	85.0%
	災害や火災等緊急時の避難訓練の充実を図る。	実施	充実
基本方針6 子育てへの支援がある	子育て支援事業の周知を図る。	47.7%	100%
	子育て支援事業の充実を図る。	75.0%	90.0%
基本方針7 要保護児童や家庭への支援がある	子どもの成長・発達についてわからない時の相談や支援を受けることができた。	92.7%	100%
基本方針8 子育てしながら仕事が続けられる	仕事と家庭生活の両立ができていると感じる。	68.6%	80.0%
基本方針9 心身の健康保持、増進ができる	乳幼児健診を受け、安心感や満足感が得られる(十分+まあまあ)	就学前88.8% 小学生89.4%	95.0%以上
	子どものかかりつけ医がいる	就学前95.1% 小学生94.6%	100%
	虫歯保有率	1歳6か月児健診 0% 3歳児健診 37.2%	0% 30.0%以下
	仕上げ磨きをする親の割合(1歳6か月児健診)	—	H27年度乳幼児健診で実態把握。H31年度までに割合の増加を目指す。
	1歳6か月までに麻疹・風疹の予防接種を終了している者の割合(1歳6か月児健診)	80.8%	95.0%
基本方針10 子どもの安全が確保され、安心してさせる	子どもが犯罪等に巻き込まれることがない。	3件	0件
	子どもが交通事故の被害者にならない。	5件	0件

2 推進体制

計画策定に携わる関係課、事業所管課が所属に左右されない指標の推進を連携、幼児期の学校教育、保育及び子育て支援の関係者等の参画を積極的に得ながら、子育て支援の輪の構築と拡大に努め、子育て支計画の着実な実施や推進をはかります。

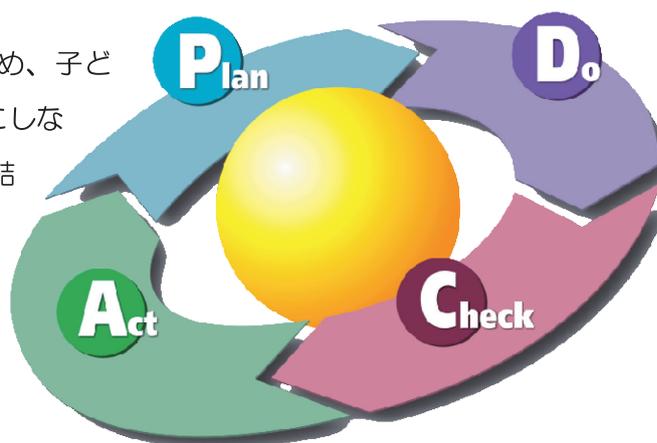
また、必要に応じて、「子ども・子育て会議」等市民が委員として参加する会議等で意見を聴取し、子育て支援関係者等の協力を得ながら、社会全体、地域ぐるみで、子ども、子育て支援の環境向上やそうした環境整備に向けた意識の醸成をはかります。



3 計画の点検・推進状況等の周知

計画の点検・推進状況等の周知にあたっては、施策の実施状況について各年度において、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善し、点検、評価します。

その際、子育て当事者等の意見の反映を始め、子ども・子育て支援に関わる関係者の意見も参考にしながら評価を実施することとし、点検、評価の結果は市報等やホームページ等で公表します。



An orange oval with a white border and a slight shadow, centered on the page.

第 7 章
資料編

1 子ども・子育て会議代表者、実務者会議委員

竹田市子ども・子育て会議 「代表者」会議委員 敬称略

No	関係機関（役職等）	氏名	備考
1	大分県豊肥保健所長	大神 貴史	
2	竹田市民生委員児童委員協議会代表	阿南 美保子	
3	竹田市医師会代表	柚須 慎	
4	竹田市歯科医師会代表	後藤 博文	
5	竹田市立こども診療所所長	高野 智幸	
6	竹田市PTA連合会代表	坂本 直樹	
7	竹田市私立保育園協議会代表	尾崎 明	
8	竹田市幼稚園代表	吉野 修介	
9	竹田市小中学校校長会代表	島田 郁郎	
10	竹田市母子保健推進員代表	川合 節子	
11	子育て拠点施設代表	大塚 広	
12	竹田市副市長	野田 良輔	会長
13	竹田市教育長	吉野 英勝	副会長

任期：平成27年3月31日まで

竹田市子ども・子育て会議 「実務者」会議委員 敬称略

No	関係機関（役職等）	氏名	部会
1	竹田市主任児童委員代表	島田 克子	保育・教育
2	竹田市母子保健推進員代表	川合 節子	母子保健
3	歯科衛生士代表	黒田 朱美	母子保健
4	保育士代表	金丸 敦子	保育・教育
5	幼稚園教諭代表	馬場 友子	保育・教育
6	小中学校養護部会代表	岩屋 真美	母子保健
7	豊肥保健所母子保健担当者	河野 美恵	母子保健
8	竹田市児童館代表	後藤 誠	保育・教育
9	竹田市子育て支援拠点施設代表	大塚 広	保育・教育
10	教育委員会学校教育課指導主事	渡邊 早苗	保育・教育
11	教育委員会生涯学習課副主幹	広瀬 恵三	保育・教育
12	企画情報課副主幹	羽田野 京子	保育・教育
13	健康増進課課長補佐	坂本 信江	母子保健
14	健康増進課管理栄養士	柿沼 尚子	母子保健
15	荻支所いきいき市民課保健師	伊藤 さおり	母子保健
16	久住支所いきいき市民課保健師	工藤 美紀	母子保健
17	直入支所いきいき市民課保健師	内柳 知恵美	母子保健
18	福祉事務所家庭相談員	峯田 恵子	保育・教育
19	福祉事務所子育て支援相談員	深田 佳寿子	保育・教育
20	福祉事務所母子父子自立支援員	池田 知栄子	保育・教育

任期：平成27年3月31日まで

2 子ども・子育て会議条例

平成25年6月28日 条例第38号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項から第3項までの規定に基づき、竹田市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 子ども・子育て会議の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 子育てサービスの現状

竹田市において現在、実施している「子育てサービス」は以下の通りです。

一時預かり		
	名称	日時
1	竹田保育所	8:30～17:00 (除く日曜日・祝日・年末年始)
2	荻保育所	8:30～17:00 (除く日曜日・祝日・年末年始)
3	小羊保育園	8:30～17:00 (除く日曜日・祝日・年末年始)
4	玉来保育園	8:30～17:00 (除く日曜日・祝日・年末年始)
5	久住保育所	8:30～17:00 (除く日曜日・祝日・年末年始)

延長保育		
	名称	延長時間
1	小羊保育園	保育時間 7:30～19:00 (延長 30 分)
2	なおいり保育園	保育時間 7:00～19:00 (延長 60 分)
3	久住保育所	保育時間 7:30～19:00 (延長 30 分)
4	玉来保育園	保育時間 7:30～19:00 (延長 30 分)

児童館		
	名称	日時等
1	竹田市児童館	竹田市社会福祉協議会に委託。荻福祉健康エリア施設内 3月～10月…9:30～18:00、11月～2月…9:00～17:30 (土曜日・祝日 8:30～17:00) 休館日…日曜日・年末年始・祝日

地域子育て支援拠点		
	名称	日時等
1	竹田っ子すこやか広場	NPO法人「夢苞」に委託。 南部幼稚園併設 9:30～14:30 休館日…土曜日・日曜日・年末年始・祝日
2	子育てひろば夢とんぼ	NPO法人「夢苞」に委託。 竹田幼稚園併設 9:30～14:30 休館日…土曜日・日曜日・年末年始・祝日

ホームスタート		
	名称	所在地等
1	ホームスタート 夢とんぼ	NPO法人「夢苞」に委託。 竹田幼稚園併設の「子育てひろば夢とんぼ」内

ファミリー・サポート・センター		
	名称	所在地等
1	ゆめいかだ	NPO法人「夢苞」に委託。 南部幼稚園併設の「竹田っ子すこやか広場」内

病児・病後児保育		
	名称	所在地等
1	病児・病後児保育 「すずめの子たけた」	「竹田市社会福祉協議会」に委託。 竹田市社会福祉協議会玉来分所内

放課後児童クラブ			
	クラブ名	小学校区	実施場所
1	南部こじかクラブ	南部小学校	南部幼稚園併設施設
2	竹田こねこクラブ	竹田小学校	竹田幼稚園併設施設
3	荻町放課後児童クラブ	荻小学校	竹田市児童館
4	久住校区学童保育	久住小学校	旧久住林業センター
5	都野校区学童保育	都野小学校	池の口集会所
6	白丹校区学童保育	白丹小学校	白丹公民館
7	なおいり学童保育	直入小学校	なおいり保育園
8	祖峰っ子クラブ	祖峰小学校	旧祖峰幼稚園
9	宮城台ワルがねクラブ	宮城台小学	旧宮城台幼稚園
10	放課後ジュニアクラブ	竹田小学校	神明社
11	城原っ子クラブ	城原小学校	城原地区館
12	放課後ジュニアクラブとよおか	豊岡小学校	豊岡小学校

放課後子ども教室		
	教室名	実施場所
1	竹田放課後子ども教室	竹田小学校
2	豊岡放課後子ども教室	豊岡小学校
3	南部放課後子ども教室	南部小学校
4	祖峰放課後子ども教室	祖峰小学校
5	菅生放課後子ども教室	菅生小学校
6	宮城台放課後子ども教室	宮城台小学校
7	城原放課後子ども教室	城原小学校
8	荻放課後子ども教室	荻小学校
9	久住放課後子ども教室	久住小学校
10	白丹放課後子ども教室	白丹小学校
11	都野放課後子ども教室	都野小学校
12	直入放課後子ども教室	直入小学校

母親クラブ		
	クラブ名	開催場所
1	久住町母親クラブ	久住地域

子育てサークル等		
	名称	開催場所
1	子育てサークル	
	① たんぽぽの会	荻地域
	② やんちゃクラブ	久住地域
	③ すこやかクラブ	直入地域
2	外国人妻の会	竹田地域
3	ひだまりの会 (障がい児を持つ親の会)	竹田地域

この他にも、次の事業等があります。

	事業名	事業内容
1	学校支援地域本部事業	小・中学校を支援しながら地域の大人がつながりあい、地域力を強めて子どもたちを見守り、青少年が健全に育つ社会を創ることを目的に実施しています。 学習補助、専門的な知識の伝達、環境整備や施設の維持補助等を行っています。
2	母子健康手帳の交付	妊娠の届け出により、母子健康手帳を発行し、母と子の包括的健康管理、妊娠、出産、育児の記録として活用しています。
3	プレママ・プレパパ スクール	妊婦や家族を対象に年3回し、妊娠から出産、育児についての知識を身につけると共に、妊婦同士の仲間づくりを行っています。
4	妊婦歯科検診	幼児健診と同時開催。 妊娠中および子どもの口腔衛生について学ぶ場です。
5	4・10 か月児健診	発育、発達の異常を早期に発見し、健全発達を支援すると共に疾病を早期に発見、予防します。
6	1歳6か月児健診	発育、発達の異常を早期に発見し、健全発達を支援すると共に疾病を早期に発見、予防します。
7	3歳児健診 3歳児眼科検診	発育、発達の異常を早期に発見し、健全発達を支援すると共に疾病を早期に発見、予防します。
8	5歳児健診	発達障がいの早期発見、早期適正支援の場。就学に向けての支援を行います。
9	5歳児健診フォロー相談会	5歳児健診要フォロー児のフォロー及び早期適正支援のため、医師の診察、子育て相談、言葉の発達相談、就学に向けての教育相談を実施しています。
10	歯みがき教室	歯科保健について学び、虫歯予防する目的で、幼稚園・保育所で保護者参観日等に歯科衛生士による歯科保健指導を実施しています。
11	フッ素塗布受診券交付事業	幼児期の口腔衛生の向上のため、1歳6か月児健診終了後から3歳児健診(4歳児未満)までの間に市内歯科医療機関で利用できるフッ素塗布受診券を交付。
12	子育て講演会	子どもの発達や家庭看護、親子遊びなどについての講演会を実施し、子どもの成長や子育てについて学習しています。
13	母子訪問	産後うつ等の母親のメンタルヘルス対策、児の健全育成、虐待予防のため保健師による出生児全数訪問や要フォロー者の訪問を実施しています。
14	母子保健推進員による訪問	出生児とお母さんを地域で孤立させないよう、母子保健推進員による出生児全数訪問を行っています。

15	乳児ふれあい体験	命の大切さを学び、母性・父性を育むため、乳児健診で高校生の乳児ふれあい体験を実施しています。
16	思春期講演会	「生」と「性」について正しい知識を得るため、高校生を対象に講演会を実施しています。
17	こどもクッキング教室 (親子クッキング教室)	様々な食体験を通して生きることや健康について考え、食べる楽しさや大切さを学ぶ機会とするため、食生活改善推進協議会と連携して学童、小学生、中学生を対象に実施しています。
18	食物アレルギー対策事業	食物アレルギーをもつ児とその家族が安心して暮らすために、関係施設の支援者に対する研修会を開催し環境整備を行うとともに、保護者に対する料理教室を実施しています。
19	予防接種事業	予防接種法に基づき各種予防接種を実施しています。また、行政措置予防接種として流行性耳下腺炎・B型肝炎予防接種を無料で実施しています。
20	子育て支援者研修会	支援者の連携強化と資質の向上を目的に子育て支援者向けの研修会を開催しています。
21	ケース進行管理会議	養育環境上の問題解決のため、関係機関との連携会議を開催しています。

経済的支援		
	名称	内容
1	児童手当	中学校修了前までの児童の養育者に支給されます。届出必要。所得制限あり。
2	保育料の軽減	認可保育所、認可外保育園（にこにこ保育事業）に入所している第2子以降3歳未満児を対象に実施しています。
3	子ども医療費の助成	小学校就学前児の通院・入院、歯科、調剤での医療費及び食事療養費を助成します。県の施策である1回500円の自己負担分も助成しています。
4	未熟児養育医療費の助成	療養を必要とする未熟児に対して、医療費の助成を行っています。
5	小児慢性特定疾患医療費の助成	小児がんなど特定の疾患について、医療費の助成（県事業）及び日常生活用具給付事業（市事業）を行っています。
6	不妊治療費補助金の交付	不妊治療に要した医療費の一部を助成します。医療保険診療の一部負担金と医療保険適用外治療費を補助対象としています。一夫婦に対して通算10回、15万円を上限として補助します。

7	不育治療費助成金の交付	不育治療に要した医療費の一部を助成します。 医療保険診療の一部負担金と医療保険適用外治療費を30万円を限度として補助します。
8	要保護・準要保護児童生徒就学援助	公立小・中学校に就学する児童・生徒の保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するために、援助費を交付しています。
9	幼稚園就園援助	幼稚園に就園する幼児の保護者の所得状況に応じて経済的負担を軽減するために、奨励費を交付しています。
10	児童扶養手当	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を扶養している母子家庭及び父子家庭に所得に応じて支給されます。平成22年8月から父子家庭にも支給されます。
11	ひとり親家庭医療費助成	18歳に達する日以後の最初の3月31日の児童を監護するひとり親家庭の親及び18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童等の医療費の一部を助成します。
12	母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	母子及び父子家庭並びに寡婦の生活安定とその児童の福祉の向上のため、無利子又は低利で各種資金の貸付を行っています。
13	育成医療費の助成	身体上の障がい・疾病を放置したら将来、障がいが残ると認められる児童に対する治療費の助成を行います。
14	重度心身障がい児の医療費の助成	身障手帳1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級等の重度心身障がい者(児)に対して、医療費の一部を助成します。
15	障がい児の就学援助	特別支援学級に就学する児童・生徒保護者の経済的負担を軽減するために、奨励費を交付しています。
16	障害児福祉手当	身体又は精神に重度の障がいがあるために、日常生活に常時特別の介護を要する20歳未満の児童に支給されます。
17	特別児童扶養手当	身体又は知的に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。 届出必要。所得制限あり。
18	在宅重度心身障害者住宅改造費の助成	在宅の重度心身障がい者(児)に適するように住宅設備を改造する経費の一部を助成します。
19	子育て応援事業	満15歳以下の子どもと保護者に対し市内の企業等の事業協賛店がサービス等を提供し子育て世帯の経済的支援を図ります。

4 保育所・幼稚園・小学校、中学校の現状

竹田市の保育所・幼稚園・小学校・中学校の状況は以下の通りです。

保育所一覧表								
	保育所名		定員	開所時間	特別保育の実施状況（○は実施）			
					延長保育	一時預かり	乳児保育	休日保育
公立	1	竹田保育所	60	7:30~18:00		○	○	
	2	荻保育所	90	〃		○	○	
	3	白丹保育所	45	〃				
	4	都野保育所	45	7:30~19:00			○	
	5	久住保育所	60	7:30~19:00	○	○	○	
私立	1	小羊保育園	60	7:30~19:00	○	○	○	
	2	玉来保育園	60	〃	○	○	○	
	3	なおいり保育園	60	7:00~19:00	○		○	
	4	あさひヶ丘保育園	60	7:30~19:00	○		○	

中学校・小学校・幼稚園・保育所一覧表				
区域	中学校名	小学校名	幼稚園	保育所
竹田地域 (旧竹田市)	竹田中学校	竹田小学校 豊岡小学校 宮城台小学校 城原小学校	竹田幼稚園 しらゆり幼稚園	竹田保育所 小羊保育園 あさひヶ丘保育園
	竹田南部中学校	南部小学校 祖峰小学校 菅生小学校	南部幼稚園	玉来保育園
荻地域 (旧荻町)	緑ヶ丘中学校	荻小学校		荻保育所
久住地域 (旧久住町)	久住中学校	久住小学校 白丹小学校		久住保育所 白丹保育所
	都野中学校	都野小学校		都野保育所
直入地域 (旧直入町)	直入中学校	直入小学校	直入幼稚園	なおいり保育園

5 用語解説

か 行

【家庭的保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業。

【教育・保育施設】

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

【子育て】

教育・保育その他の子どもの健やかな成長のために行われる子どもに対する活動。

【子ども・子育て会議】

子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」を言う。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の附属機関）。

【子ども・子育て支援】

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（法第7条）。

【子ども子育て関連3法】

- ①「子ども子育て支援法」。
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）。
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）。

【コーホート変化率法】

同じ年、または同じ時期に生まれた人々の集団（コーホート）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

さ 行

【事業所内保育施設】

事業所内の施設等において、主に自社の従業員の子どもを預かる保育事業施設。

【施設型給付】

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。

【市町村子ども・子育て支援事業】

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が策定することになる。（法第61条）。

【児童館】

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として設置された屋内型の児童厚生施設で、小型児童館、児童センター、大型児童館A型・B型・C型及びその他の児童館の6つに大別することができる。

【小規模保育事業】

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

【食育】

生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。（国の食育基本法の定義より）

た 行

【地域型保育給付】

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。

【地域子育て支援拠点事業】

親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場で、「子育て支援センター」等と呼ばれる。

【特定教育・保育施設】

市長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

【特別支援学校】

障がい者等が「幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準じた教育を受けること」と「学習上または生活上の困難を克服し自立が図られること」を目的とした学校。盲学校（もうがっこう）、聾学校（ろうがっこう）、養護学校（ようごがっこう）は、2007年4月1日より、学校教育法上では「特別支援学校」と称されるようになった。

な 行

【認可外保育施設】

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの（保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている）。

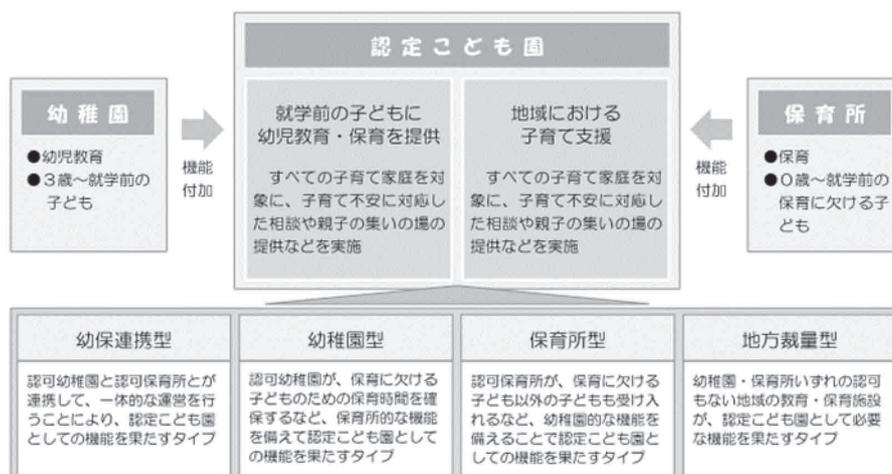
【認可保育所】

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

【認定こども園】

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所のそれぞれの良いところを活かしながら、その両方の役割を果たすことができる施設。さらに、認定こども園に通っていない子どもを含め、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などの子育て支援を行っている。



は 行

【病児・病後児保育】

病気にかかっている子ども、あるいは、病気が回復期にある子どもを保育する事業。

【ファミリー・サポート・センター】

地域において子育ての援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、子育てについて助け合う会員組織。

【保育所】

児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して、保育を行う施設（児童福祉法39条）。

【放課後子ども教室】

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取り組み。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

【放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、支援員の下、生活の場を提供するもの。

や 行

【夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）】

保護者が仕事等の理由により恒常的に夜間に帰宅するため、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、その児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行うサービス。

【幼稚園】

学校教育法に定める、3～5歳児に対して幼稚園教育を行う施設（学校教育法第22条）。

【幼稚園の預かり保育（公立幼稚園）】

保護者の学校行事への参加等により、家庭での保育が困難な場合に、降園時間後等に、幼稚園で子どもを預かる事業。

【幼稚園の預かり保育（私立幼稚園）】

登園時間前や降園時間後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園で子どもを預かる事業。

わ 行

【ワーク・ライフ・バランス】

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

「竹田市すこやか支援計画」

発行日 平成27年3月
発行 竹田市
編集 竹田市役所 福祉事務所
〒878-8555
竹田市大字会々1650番地
TEL 0974-63-1111

